



青森県基本計画  
「選ばれる青森」  
への挑戦  
支え合い、共に生きる

# 児 童 相 談

2019

(平成30年度実績)

## 青 森 県

東青地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
中南地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
三八地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
西北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
上北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
下北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室



# はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、児童相談所に寄せられる相談は、児童の置かれる環境の変化とともに多様化、複雑化してきております。とりわけ児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、全国が159,850件、青森県が1,413件と、それぞれ過去最多となりました。

国では、平成28年6月3日付けで改正児童福祉法を公布し、児童福祉の理念の明確化、児童虐待の発生予防、迅速、的確な虐待対応、被虐待児の自立支援を柱として、段階的に取組を推進することとしています。

本県では、「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定し、市町村と児童相談所がそれぞれ役割を果たし、関係機関等と適切に連携することで、地域の子どもたちが確実に守られるよう取り組んできたところです。今回の法改正等に適切に対応し、さらなる連携の強化に取り組んでいきたいと考えていますので、今後とも、皆様には一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、平成30年度における県内の児童相談所の業務概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、児童相談所業務への一層の御理解、御協力をいただければ幸いです。

令和元年10月

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室  
青森県中央児童相談所長 伊藤 正章

中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室  
青森県弘前児童相談所長 福田 悟

三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室  
青森県八戸児童相談所長 最上 和幸

西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室  
青森県五所川原児童相談所長 竹島 徹

上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室  
青森県七戸児童相談所長 市川 美代志

下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室  
青森県むつ児童相談所長 及川 和弘



# 目 次

## 第1 児童相談所の概要

1 青森県の状況	1
2 管轄区域図	2
3 管内面積・人口（児童人口）	3
4 児童相談所の名称及び所在地	4
5 組織	5
6 沿革	8

## 第2 児童相談所の業務

1 相談業務	9
(1) 相談の種類と主な内容	9
(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開	10
(3) 相談の状況	11
ア 養護相談	14
イ 障害相談	22
ウ 非行相談	23
エ 育成相談	24
2 判定業務	25
3 一時保護業務	28
(1) 県内児童相談所の一時保護の状況	28
(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況	30
(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況	33

## 第3 児童相談所の事業等

1 子ども虐待防止対策	36
(1) 被虐待児フォローアップ事業	36
(2) 子ども虐待ホットライン事業	37
(3) 児童相談所法律相談実施事業	38
(4) カウンセリング強化事業	39
(5) 虐待予防、早期発見のための研修会	39
2 市町村支援	40
(1) 市町村子ども家庭相談支援	40
(2) 要保護児童対策地域協議会支援	40

3	里親支援	41
(1)	里親制度普及啓発講演会	41
(2)	養育里親研修・養子縁組里親研修	41
4	関係機関との連携状況	42
(1)	各種研修会への講師等の派遣	42
(2)	実習生、見学者の受け入れ	44

# 第1 児童相談所の概要





# 1 青森県の状況

青森県は本州の北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と、南は岩手県、秋田県に接している。

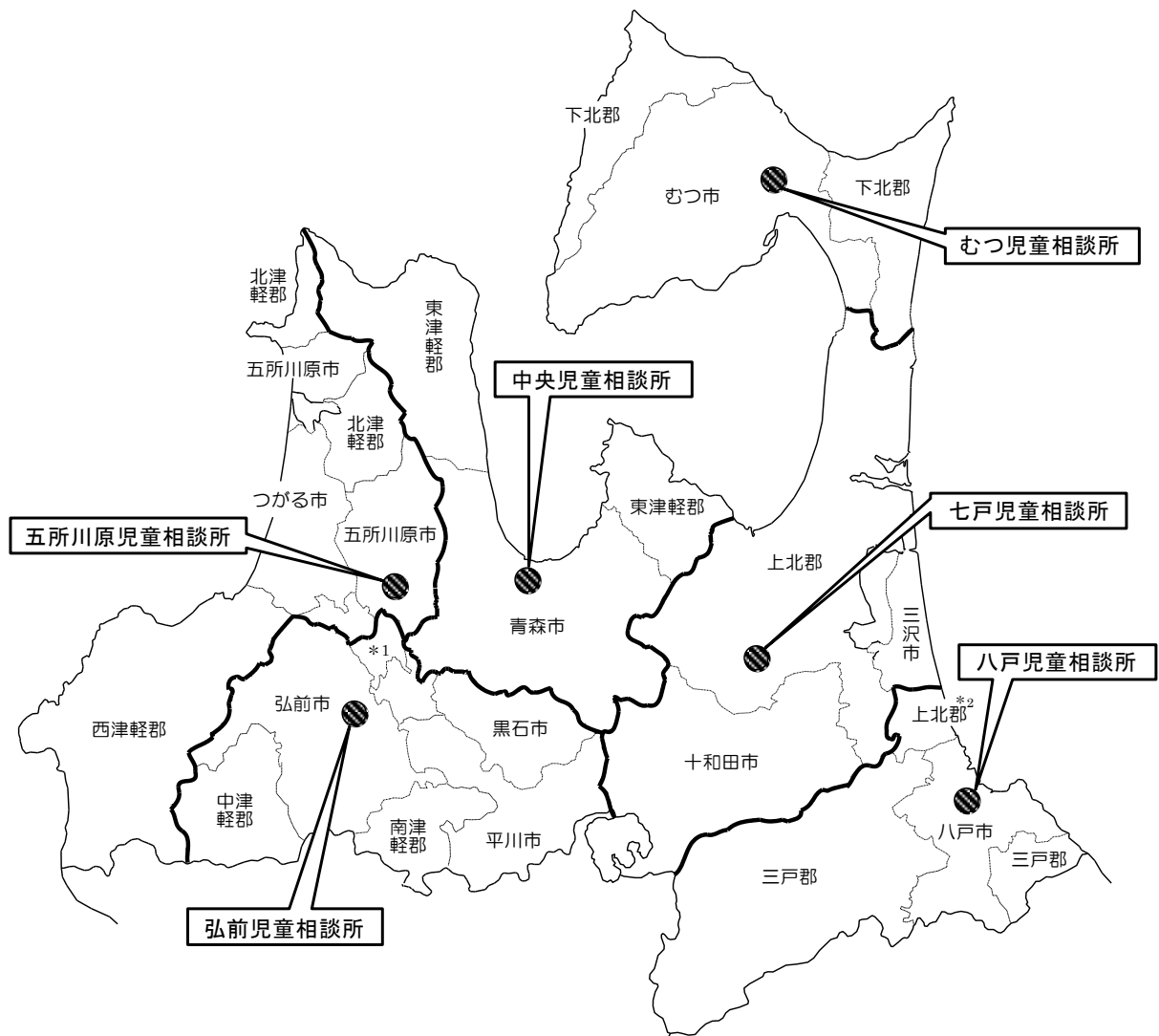
地形的には、三方を海に囲まれ、中央に奥羽山脈が走り、県土を日本海側と太平洋側とに分けている。世界遺産の白神山地に広がるブナの原生林、山地の裾野を彩るりんご畑、変化に富む海岸線の風景は、人々の心に安らぎを与える自然環境を形成している。

本県は10市、22町、8村から成り、面積9,646km<sup>2</sup>、人口は1,262,815人、児童人口(18歳未満)は171,807人となっている。(H30.10.1 青森県推計人口)

なお、青森県では平成18年3月1日にかけて、延べ44の市町村が関係する計17件の市町村合併が行われ、その経過については次のとおりである。

名 称	合 併 日	関 係 市 町 村
上北郡おいらせ町	H18.3.1	上北郡百石町、上北郡下田町
弘前市	H18.2.27	弘前市、中津軽郡岩木町、中津軽郡相馬村
平川市	H18.1.1	南津軽郡平賀町、南津軽郡尾上町、南津軽郡碓ヶ関村
三戸郡南部町	H18.1.1	三戸郡名川町、三戸郡南部町、三戸郡福地村
青森市	H17.4.1	青森市、南津軽郡浪岡町
上北郡東北町	H17.3.31	上北郡上北町、上北郡東北町
上北郡七戸町	H17.3.31	上北郡七戸町、上北郡天間林村
西津軽郡深浦町	H17.3.31	西津軽郡深浦町、西津軽郡岩崎村
八戸市	H17.3.31	八戸市、三戸郡南郷村
北津軽郡中泊町	H17.3.28	北津軽郡中里町、北津軽郡小泊村
南津軽郡藤崎町	H17.3.28	南津軽郡藤崎町、南津軽郡常盤村
東津軽郡外ヶ浜町	H17.3.28	東津軽郡蟹田町、東津軽郡平舘村、東津軽郡三厩村
五所川原市	H17.3.28	五所川原市、北津軽郡金木町、北津軽郡市浦村
むつ市	H17.3.14	むつ市、下北郡川内町、下北郡大畑町、下北郡脇野沢村
つがる市	H17.2.11	西津軽郡木造町、西津軽郡森田村、西津軽郡柏村 西津軽郡稲垣村、西津軽郡車力村
十和田市	H17.1.1	十和田市、上北郡十和田湖町
三戸郡五戸町	H16.7.1	三戸郡五戸町、三戸郡倉石村

## 2 管轄区域図 (平成31年4月1日現在)



※ 北津軽郡のうち、板柳町\*1は弘前児童相談所管内  
上北郡のうち、おいらせ町\*2は八戸児童相談所管内

### 3 管内面積・人口（児童人口）

相談所名	管轄区域	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人) 〔H31.4.1 推計人口〕	H30.10.1 推計人口		
				人口(人)	児童人口(人)	比率(%)
中央	青森市	824.61	276,180	279,133	37,886	13.6
	東津軽郡	653.50	21,041	21,371	2,227	10.4
	計	1,478.11	297,221	300,504	40,113	13.3
弘前	弘前市	524.20	170,508	172,447	22,855	13.3
	黒石市	217.05	32,379	32,732	4,397	13.4
	平川市	346.01	30,876	31,107	4,280	13.8
	中津軽郡	246.02	1,354	1,338	164	12.3
	南津軽郡	223.06	31,118	31,372	4,171	13.3
	北津軽郡 (板柳町)	41.88	13,097	13,274	1,700	12.8
	計	1,598.22	279,332	282,270	37,567	13.3
八戸	八戸市	305.56	223,720	225,463	32,776	14.5
	三戸郡	969.33	63,368	64,185	7,743	12.1
	上北郡 (おいらせ町)	71.96	24,193	24,263	4,197	17.3
	計	1,346.85	311,281	313,911	44,716	14.2
五所川原	五所川原市	404.20	51,923	52,559	6,819	13.0
	つがる市	253.55	31,174	31,576	3,981	12.6
	西津軽郡	831.98	16,772	17,100	1,702	10.0
	北津軽郡 (板柳町を除く)	262.77	22,868	23,170	2,849	12.3
	計	1,752.50	122,737	124,405	15,351	12.3
七戸	十和田市	725.65	61,076	61,634	8,509	13.8
	三沢市	119.87	38,780	39,122	6,356	16.2
	上北郡 (おいらせ町を除く)	1,208.36	69,436	70,250	9,362	13.3
	計	2,053.88	169,292	171,006	24,227	14.2
むつ	むつ市	864.12	54,511	55,741	7,901	14.2
	下北郡	551.96	14,543	14,841	1,896	12.8
	計	1,416.08	69,054	70,582	9,797	13.9
合計		9,645.65	1,248,917	1,262,815	171,807	13.6

(注1) 総面積は平成30年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)

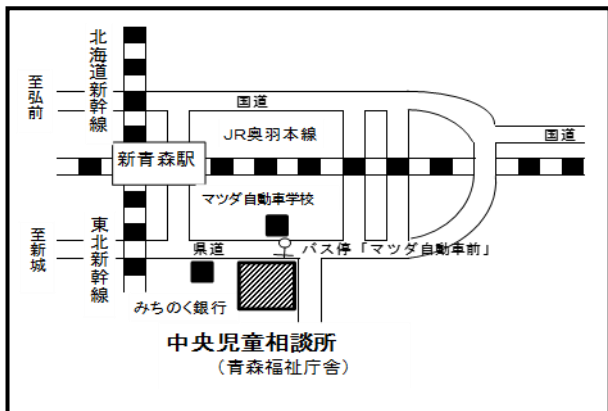
(注2) 人口は平成30年10月1日現在及び平成31年4月1日現在の推計人口(青森県統計分析課)

(注3) 県の人口には、県内市町村間移動者数を含んでいないため、各市町村の推計人口の総計とは一致しない。

## 4 児童相談所の名称及び所在地

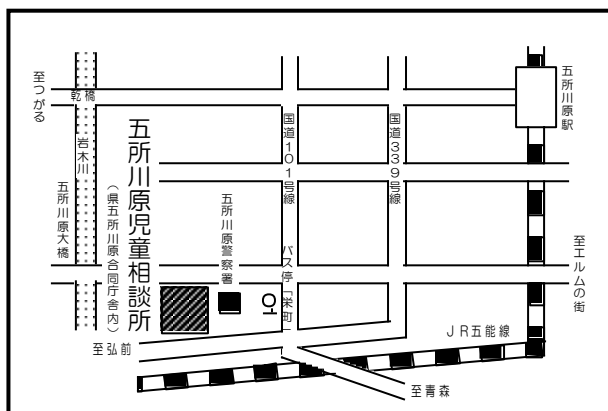
### 中央児童相談所

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1  
 TEL (017) 781-9744  
 FAX (017) 781-4175



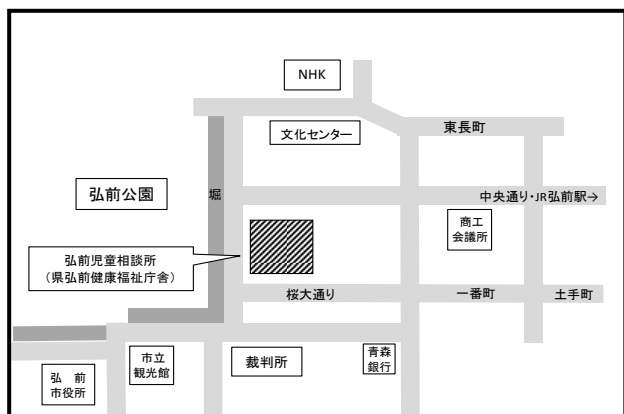
### 五所川原児童相談所

〒037-0046 五所川原市栄町 10  
 TEL (0173) 38-1555  
 FAX (0173) 38-4637



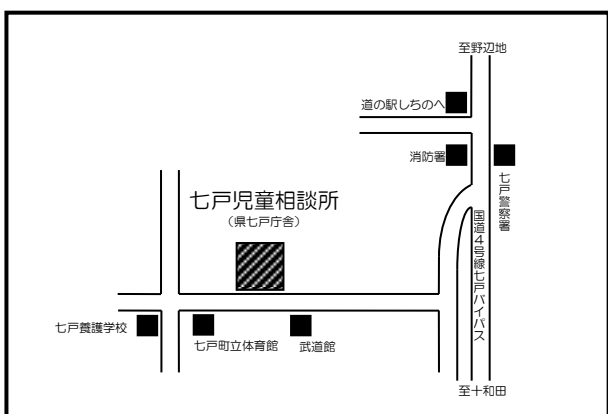
### 弘前児童相談所

〒036-8356 弘前市大字下白銀町 14-2  
 TEL (0172) 36-7474  
 FAX (0172) 36-8726



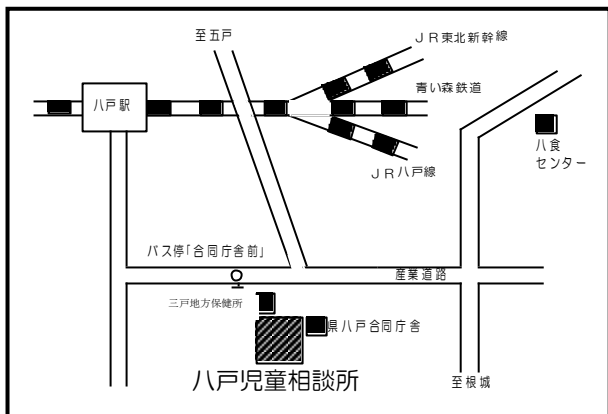
### 七戸児童相談所

〒039-2594 七戸町字蛇坂 55-1  
 TEL (0176) 60-8086  
 FAX (0176) 60-8087



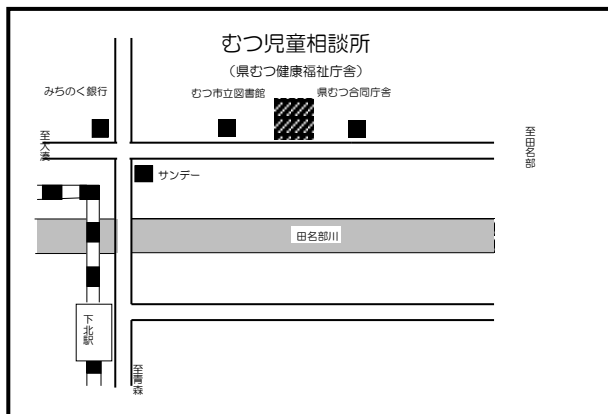
### 八戸児童相談所

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7  
 TEL (0178) 27-2271  
 FAX (0178) 27-2627



### むつ児童相談所

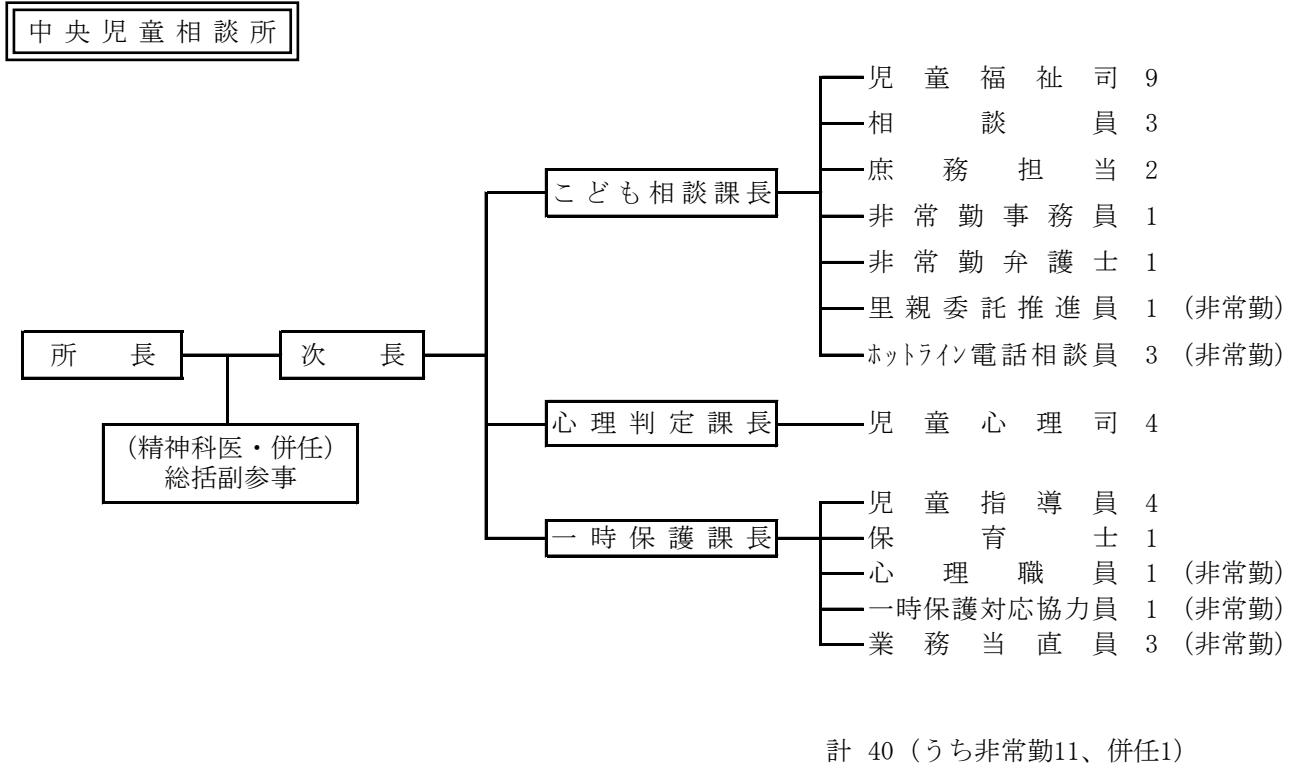
〒035-0073 むつ市中央1丁目 3-33  
 TEL (0175) 23-5975  
 FAX (0175) 23-5982



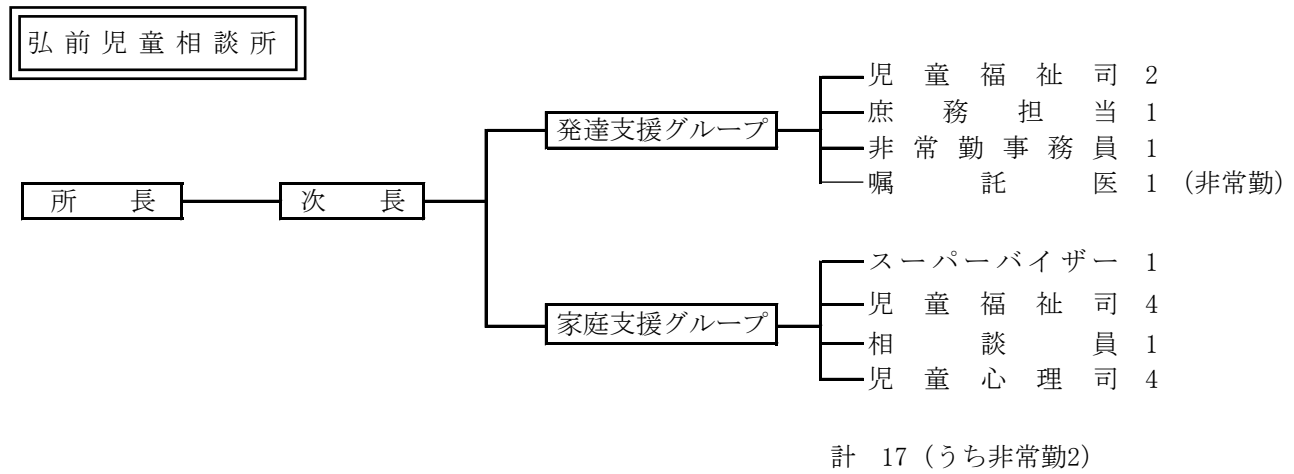
# 5 組 織

H31.4.1現在

## 【東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

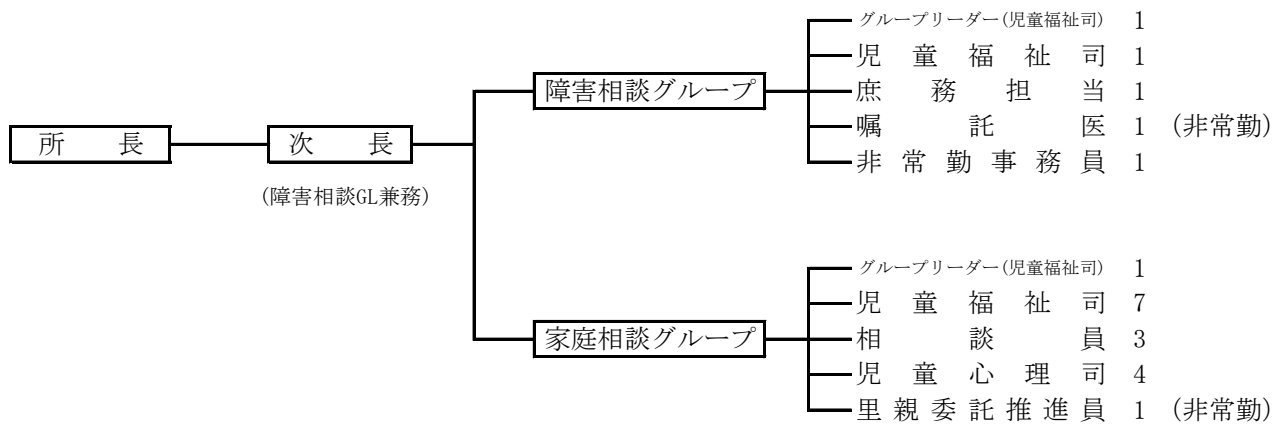


## 【中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】



【三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

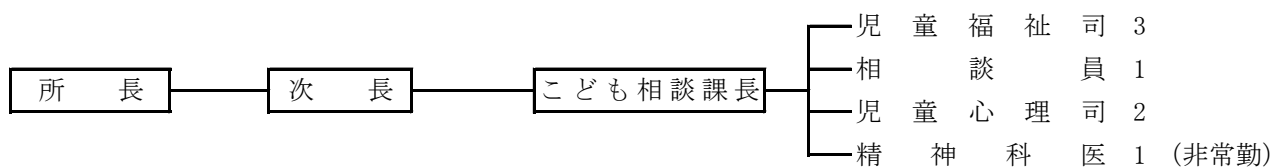
八戸児童相談所



計 22 (うち非常勤 3)

【西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

五所川原児童相談所



計 10 (うち非常勤 1)

【上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

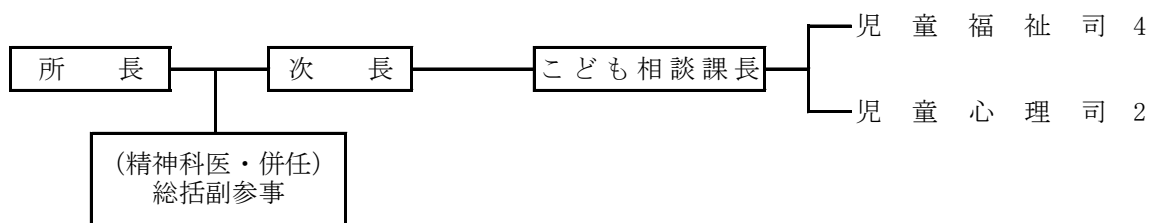
七戸児童相談所



計12（うち非常勤1）

【下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

むつ児童相談所



計10（うち併任1）

## 6 沿 革

年 度	項 目
昭和 23	(昭和22.12 児童福祉法公布、昭和23.1 児童福祉法施行、昭和23.4 児童福祉法全面施行) 4月 中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園（教護院、当時青森市石江）におく。 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
24	3月 中央児童相談所新築移転（青森市新町）。 8月 中央児童相談所八戸出張所設置（八戸市玄中寺下）。
26	5月 中央児童相談所八戸出張所を八戸児童相談所に昇格。
27	児童福祉法第27条第1項の知事の措置権を児童相談所長に委任。
29	4月 中央児童相談所移転（青森市寺町）。
34	中央、弘前、八戸児童相談所が次長制となる。
35	12月 中央児童相談所新築移転（青森市松森）。
44	弘前、八戸児童相談所は次長制廃止。一時保護の集中管理実施。
47	中央児童相談所は次長制を廃止し、総務係、業務係の二係制となる。
55	中央児童相談所は庶務課、業務課、一時保護課の三課制となる。
平成 元	青森福祉庁舎建設工事着工される。
3	10月 中央児童相談所新築移転（青森市石江－青森福祉庁舎内）。
5	中央児童相談所が次長制（兼務）となる。
9	4月 中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
10	4月 県内各児童相談所庶務課の名称を総務課に改称。
12	4月 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に、八戸児童相談所七戸支所が県七戸庁舎内に開設される。 中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
14	4月 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6圏域ごとに「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編となり、児童相談所については、各センターこども相談部として、各支所が、むつ児童相談所、五所川原児童相談所、七戸児童相談所に格上げとなる。 各児童相談所の総務課及び業務課を廃止し、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を新設。中央児童相談所は、こども相談第一課、こども相談第二課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
16	4月 中央児童相談所は次長制廃止。
18	4月 弘前、八戸、むつの3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編となる。 中央児童相談所に精神科医（常勤）が配置される。
19	4月 青森、五所川原、七戸の3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編される。 各児童相談所が、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を廃止して所長の下に次長制をしき、中央児童相談所は、「こども相談課」を新設。
20	4月 五所川原、七戸、むつの3地域は、「福祉総室」と「こども相談総室」とを統合し、「地域県民局 地域健康福祉部福祉こども総室」として組織改編される。
21	4月 中央児童相談所の精神科医（常勤）が廃止され、つくしが丘病院の精神科医が中央児童相談所兼務となる。
23	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を新設。
24	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を廃止。
27	3月 弘前児童相談所新築移転（弘前市下白銀町－県弘前健康福祉庁舎内）
28	4月 むつ児童相談所移転（むつ市中央1丁目3-33 県むつ健康福祉庁舎内）



## 第2 児童相談所の業務

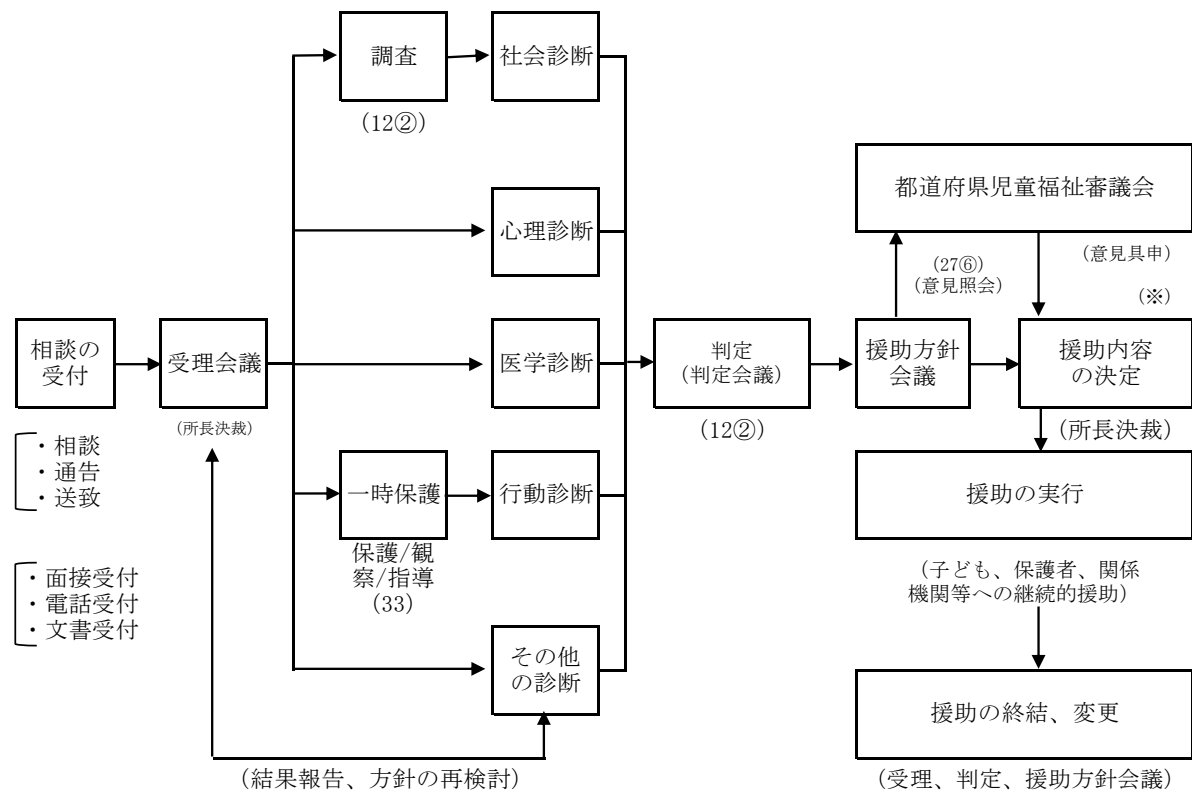


# 1 相 談 業 務

## (1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害の児童に関する相談
非行相談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに入分類する。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談	上記のいずれにも該当しない相談	

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あつせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)	イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
カ 障害者相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 後見人選任の請求 (33の8)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人解任の請求 (33の9)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	

(数字は児童福祉法の該当条項等)

### (3) 相談の状況

#### ①相談種類別受付状況

平成30年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の総件数は4,336件で平成29年度の3,759件に比べ577件増(前年度比115.3%)となった。

増加した相談種別は、養護(虐待)相談(302件増)、養護(その他)相談(88件増)、保健相談(1件増)、肢体不自由相談(8件増)、知的障害相談(179件増)、触法行為相談(10件増)、性格行動相談(96件増)、不登校相談(16件増)となっている。

減少した相談種別は、視聴覚障害相談(1件減)、言語発達障害相談(16件減)、発達障害相談(14件減)、ぐ犯行為相談(20件減)、適性相談(8件減)、育児・しつけ相談(13件減)、その他相談(51件減)となっている。

相談種類別では、虐待相談を含む養護相談が1,997件で46.1%(前年度比 124.3%)、知的障害相談及び発達障害等の障害相談が1,629件で全体の37.6%(前年度比 110.6%)、性格行動相談等の育成相談が416件で9.6%(前年度比 128.0%)、その他の相談が173件で4.0%(前年度比 77.2%)、非行相談が120件で2.8%(前年度比 92.3%)、保健相談が1件となっている。

表1 相談種類別児童受付数

相談種類	養護		保	障					害					非行					成	そ	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他					
中央	29	359	138		7	1	6	1	266	16	38	11	49	15	25	11	67	1,010			
	(%)	(35.5)	(13.7)		(0.7)	(0.1)	(0.6)	(0.1)	(26.3)	(1.6)	(3.8)	(1.1)	(4.9)	(1.5)	(2.5)	(1.1)	(6.6)	(100.0)			
弘前	29	192	121		1		1	2	242	27	19	6	49	5	9	6	30	710			
	(%)	(27.0)	(17.0)		(0.1)		(0.1)	(0.3)	(34.1)	(3.8)	(2.7)	(0.8)	(6.9)	(0.7)	(1.3)	(0.8)	(4.2)	(100.0)			
八戸	29	302	158		25		7	13	377	4	25	9	53	13	27	6	69	1,088			
	(%)	(27.8)	(14.5)		(2.3)		(0.6)	(1.2)	(34.7)	(0.4)	(2.3)	(0.8)	(4.9)	(1.2)	(2.5)	(0.6)	(6.3)	(100.0)			
五所川原	29	51	34		3		3		150	36	4	2	5	7	5	2	43	345			
	(%)	(14.8)	(9.9)		(0.9)		(0.9)		(43.5)	(10.4)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.0)	(1.4)	(0.6)	(12.5)	(100.0)			
七戸	29	112	30		10			2	134	1	8	4	14	2	5		2	324			
	(%)	(34.6)	(9.3)		(3.1)			(0.6)	(41.4)	(0.3)	(2.5)	(1.2)	(4.3)	(0.6)	(1.5)		(0.6)	(100.0)			
むつ	29	82	28		5		3	3	121	6	1	3	8	1	6	2	13	282			
	(%)	(29.1)	(9.9)		(1.8)		(1.1)	(1.1)	(42.9)	(2.1)	(0.4)	(1.1)	(2.8)	(0.4)	(2.1)	(0.7)	(4.6)	(100.0)			
合計	29	1,098	509		51	1	20	21	1,290	90	95	35	178	43	77	27	224	3,759			
	(%)	(29.2)	(13.5)		(1.4)	(0.0)	(0.5)	(0.6)	(34.3)	(2.4)	(2.5)	(0.9)	(4.7)	(1.1)	(2.0)	(0.7)	(6.0)	(100.0)			
	30	1,400	597	1	59		4	21	1,469	76	75	45	274	59	69	14	173	4,336			
	(%)	(32.3)	(13.8)	(0.0)	(1.4)		(0.1)	(0.5)	(33.9)	(1.8)	(1.7)	(1.0)	(6.3)	(1.4)	(1.6)	(0.3)	(4.0)	(100.0)			

(注)割合は四捨五入したものであり、合計値が100%にならない場合がある。

②相談経路別受付状況

相談の経路別の受付状況は、表2のとおりである。家族・親戚からの相談が1,935件で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が718件、都道府県からの相談が339件等となっている。

表2 相談経路別児童受付数

児相	受付経路	都道府県	市町村・児童委員	福祉事務所（県・市）	児童福祉施設・保育所	児童家庭支援センター・認定こども園	警察・家庭裁判所	保健所・医療機関	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	年度%														
中央	29	78	25	94	56	2	154	22	63	12	414	50	15	25	1,010
	(%)	(7.7)	(2.5)	(9.3)	(5.5)	(0.2)	(15.2)	(2.2)	(6.2)	(1.2)	(41.0)	(5.0)	(1.5)	(2.5)	(100.0)
弘前	30	78	13	74	40	10	181	18	94	4	496	89	13	55	1,165
	(%)	(6.7)	(1.1)	(6.4)	(3.4)	(0.9)	(15.5)	(1.5)	(8.1)	(0.3)	(42.6)	(7.6)	(1.1)	(4.7)	(100.0)
八戸	29	71	29	61	8		155	10	27	1	297	23	4	19	705
	(%)	(10.1)	(4.1)	(8.7)	(1.1)		(22.0)	(1.4)	(3.8)	(0.1)	(42.1)	(3.3)	(0.6)	(2.7)	(100.0)
五所川原	30	62	26	56	27		145	2	32	7	345	55	12	23	792
	(%)	(7.8)	(3.3)	(7.1)	(3.4)		(18.3)	(0.3)	(4.0)	(0.9)	(43.6)	(6.9)	(1.5)	(2.9)	(100.0)
七戸	29	83	32	15	55	16	125	40	93	13	516	54	15	31	1,088
	(%)	(7.6)	(2.9)	(1.4)	(5.1)	(1.5)	(11.5)	(3.7)	(8.5)	(1.2)	(47.4)	(5.0)	(1.4)	(2.8)	(100.0)
むつ	30	106	34	25	77	24	231	25	125	12	634	36	10	18	1,357
	(%)	(7.8)	(2.5)	(1.8)	(5.7)	(1.8)	(17.0)	(1.8)	(9.2)	(0.9)	(46.7)	(2.7)	(0.7)	(1.3)	(100.0)
むつ	29	43	12	12	11		45	1	16	2	180	3	8	12	345
	(%)	(12.5)	(3.5)	(3.5)	(3.2)		(13.0)	(0.3)	(4.6)	(0.6)	(52.2)	(0.9)	(2.3)	(3.5)	(100.0)
むつ	30	28	6	12	12	4	55	4	22	5	180	6	4	7	345
	(%)	(8.1)	(1.7)	(3.5)	(3.5)	(1.2)	(15.9)	(1.2)	(6.4)	(1.4)	(52.2)	(1.7)	(1.2)	(2.0)	(100.0)
むつ	29	37	20	26	14		57	9	11	1	132	10	5	2	324
	(%)	(11.4)	(6.2)	(8.0)	(4.3)		(17.6)	(2.8)	(3.4)	(0.3)	(40.7)	(3.1)	(1.5)	(0.6)	(100.0)
むつ	30	38	18	42	19		66	2	9	5	150	11			360
	(%)	(10.6)	(5.0)	(11.7)	(5.3)		(18.3)	(0.6)	(2.5)	(1.4)	(41.7)	(3.1)			(100.0)
合計	29	339	130	224	158	18	593	88	226	31	1,657	146	50	95	3,755
	(%)	(9.0)	(3.5)	(6.0)	(4.2)	(0.5)	(15.8)	(2.3)	(6.0)	(0.8)	(44.1)	(3.9)	(1.3)	(2.5)	(100.0)
合計	30	339	107	234	197	38	718	55	301	44	1,935	214	47	113	4,342
	(%)	(7.8)	(2.5)	(5.4)	(4.5)	(0.9)	(16.5)	(1.3)	(6.9)	(1.0)	(44.6)	(4.9)	(1.1)	(2.6)	(100.0)

表1と表2の合計数に誤差が生じるのは、表1が年齢別の合計であるため年齢不明分が除かれていること、表2は男女別の合計であるため性別不明分が除かれていることによる。

### ③相談処理状況

平成30年度中に措置・処理した件数は4,355件である。助言指導で処理をしたものが3,357件で77.1%を占め、次いでその他が520件、障害児施設等への利用契約が130件、児童福祉施設入所が109件、児童福祉司指導が84件等となっている。

表3 相談処理件数

児相 年度%	処理	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 27・1・4 による 家庭 裁判 所送 致	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計
	中央	29 (%)	818 (82.2)	6 (0.6)	9 (0.9)	19 (1.9)		4 (0.4)		22 (2.2)		9 (0.9)	1 (0.1)	3 (0.3)	104 (10.5)
	30 (%)	1,015 (84.9)	6 (0.5)	2 (0.2)	28 (2.3)		9 (0.8)		17 (1.4)		1 (0.1)	2 (0.2)	12 (1.0)	103 (8.6)	1,195 (100.0)
弘前	29 (%)	602 (85.0)	7 (1.0)	1 (0.1)	4 (0.6)		4 (0.6)		19 (2.7)				7 (1.0)	64 (9.0)	708 (100.0)
	30 (%)	669 (83.2)	13 (1.6)		6 (0.7)	5 (0.6)			20 (2.5)		3 (0.4)		10 (1.2)	78 (9.7)	804 (100.0)
八戸	29 (%)	764 (71.1)	8 (0.7)	6 (0.6)	40 (3.7)		18 (1.7)		23 (2.1)		6 (0.6)		48 (4.5)	162 (15.1)	1,075 (100.0)
	30 (%)	933 (69.5)	21 (1.6)	7 (0.5)	31 (2.3)		17 (1.3)		47 (3.5)		6 (0.4)		50 (3.7)	230 (17.1)	1,342 (100.0)
五所川原	29 (%)	298 (83.9)	5 (1.4)		1 (0.3)				3 (0.8)		1 (0.3)		15 (4.2)	32 (9.0)	355 (100.0)
	30 (%)	291 (84.8)	4 (1.2)	4 (1.2)	2 (0.6)				5 (1.5)				14 (4.1)	23 (6.7)	343 (100.0)
七戸	29 (%)	236 (73.8)	1 (0.3)		2 (0.6)		2 (0.6)		8 (2.5)		3 (0.9)	1 (0.3)	26 (8.1)	41 (12.8)	320 (100.0)
	30 (%)	250 (70.6)	8 (2.3)		3 (0.8)		5 (1.4)		6 (1.7)		3 (0.8)	1 (0.3)	29 (8.2)	49 (13.8)	354 (100.0)
むつ	29 (%)	196 (67.6)	18 (6.2)	1 (0.3)	7 (2.4)				7 (2.4)				15 (5.2)	46 (15.9)	290 (100.0)
	30 (%)	199 (62.8)	26 (8.2)	3 (0.9)	14 (4.4)	7 (2.2)			14 (4.4)		2 (0.6)		15 (4.7)	37 (11.7)	317 (100.0)
合計	29 (%)	2,914 (77.9)	45 (1.2)	17 (0.5)	73 (2.0)		28 (0.7)		82 (2.2)		19 (0.5)	2 (0.1)	114 (3.0)	449 (12.0)	3,743 (100.0)
	30 (%)	3,357 (77.1)	78 (1.8)	16 (0.4)	84 (1.9)	12 (0.3)	31 (0.7)		109 (2.5)		15 (0.3)	3 (0.1)	130 (3.0)	520 (11.9)	4,355 (100.0)

表3の措置・処理件数の中には、平成30年度未処理のものは含まれていない。

## ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については表4のとおりである。主な原因としては、家族環境（虐待、経済的理由等）から生じた問題が94.1%（前年度比139.0%）を占めている。

表4 養護相談の理由別処理件数

理由別 処理	家出	死亡	離婚	傷病	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所				2	57	18	1	78
里親委託					4	9		13
助言指導	6		4	26	1,174	396	69	1,675
継続指導					31	9	3	43
児童福祉司指導					52	19	1	72
その他					95	35	7	137
計 (%)	6 (0.3)		4 (0.2)	28 (1.4)	1,413 (70.0)	486 (24.1)	81 (4.0)	2,018 (100.0)

### (ア) 虐待関係

虐待相談処理状況は、下記のとおりである。

表5 虐待相談処理（対応）件数

年度	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	計
平成28年度	218 (1)	208 (1)	302	40 (1)	113 (2)	68	949 (5)
平成29年度	338 (1)	198 (4)	288 (1)	57	110	82	1,073 (6)
平成30年度	398 (5)	238 (5)	500 (6)	82	91	104	1,413 (16)

注：（ ）は電話相談再掲

図1 虐待相談処理件数の推移

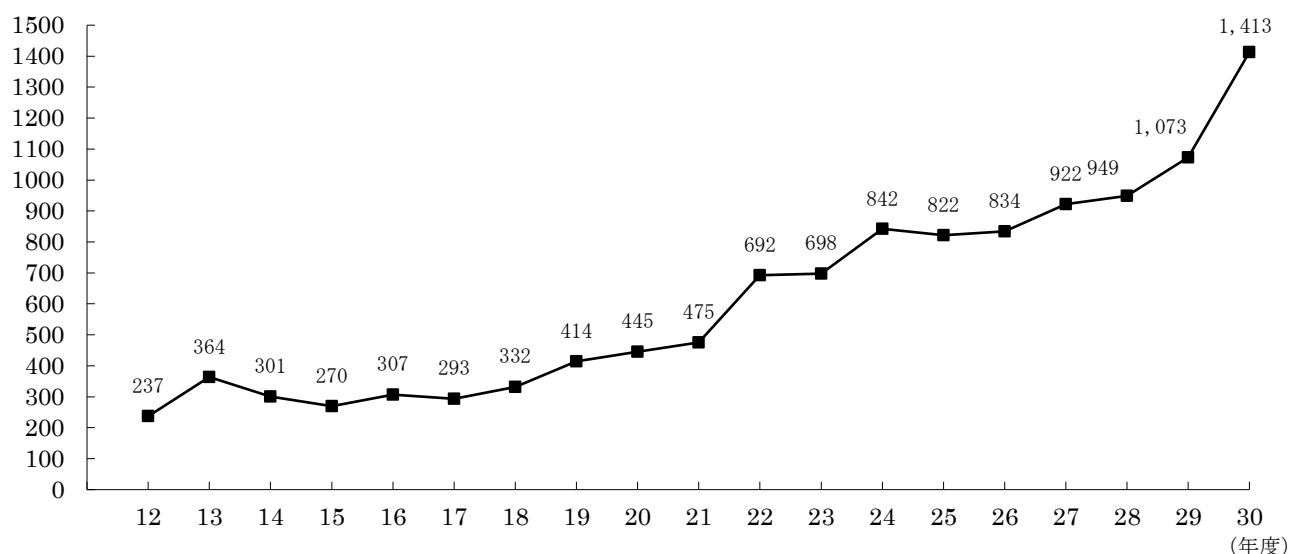




表6 虐待の内容

児相	虐待の内容		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
	年度						
中 央	28		60 (1)	5	134	19	218 (1)
	29		85	5	168	80 (1)	338 (1)
	30		130 (2)	2 (1)	216 (1)	50 (1)	398 (5)
弘 前	28		50	2	128	28 (1)	208 (1)
	29		34 (1)		137 (3)	27	198 (4)
	30		48 (4)	5	158	27 (1)	238 (5)
八 戸	28		72	4	149	77	302
	29		53 (1)	3	125	107	288 (1)
	30		106 (1)	2	277 (1)	115 (4)	500 (6)
五所川原	28		9		21 (1)	10	40 (1)
	29		14		40	3	57
	30		24	1	51	6	82
七 戸	28		52	1	37	23 (2)	113 (2)
	29		44	6	33	27	110
	30		34		40	17	91
む つ	28		21	1	33	13	68
	29		16		38	28	82
	30		22		58	24	104
計	28		264 (1)	13	502 (1)	170 (3)	949 (5)
	29		246 (2)	14	541 (3)	272 (1)	1,073 (6)
	30		364 (7)	10 (1)	800 (2)	239 (6)	1,413 (16)

注：（ ）は電話相談の再掲

表7 被虐待児童の年齢別内訳（六児相合計）

年度	虐待の内容 性別 年齢	身体的虐待				性的虐待				心理的虐待				保護の怠慢・拒否				合計			
		男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	合計
		平成29年度	0～3歳未満	14 (1)	11		25 (1)					65	54	1 (1)	120	28	23		51	107	88
	3～学齢前児童	32	15 (1)		47 (1)		1			66 (1)	62		128	30	28		58	128	106		234 (2)
	小学生	50	38		88	1	1		2	88	89		177	45	51 (1)		96 (1)	184	179 (1)		363 (1)
	中学生	21	36		57		6		6	29	43		72	24	19		43	74	104		178
	高校生・その他	12	17		29		5		5	18	25		43	10	14		24	40	61		101
	不詳											1 (1)	1							1 (1)	1 (1)
	計	129 (1)	117 (1)		246 (2)	1	13		14	266 (1)	273 (2)	2 (3)	541	137	135 (1)		272 (1)	533 (2)	538 (2)	2 (2)	1,073 (6)
平成30年度	0～3歳未満	23	14		37	2			2	92	111		203	30	31		61	147	156		303
	3～学齢前児童	50 (1)	22 (1)		72 (2)		2		2	104	86		190	28 (1)	23		51 (1)	182 (2)	133 (1)		315 (3)
	小学生	98 (2)	53 (2)	1	152 (4)		2 (1)		2 (1)	138 (1)	139 (1)		277 (2)	34	40 (3)		74 (3)	270 (3)	234 (7)	1	505 (10)
	中学生	29	30 (1)		59 (1)		1		1	38	40		78	13	20		33	80	91 (1)		171 (1)
	高校生・その他	22	21		43		3		3	20	32		52	8	10		18	50	66		116
	不詳			1	1									1 (1)	1 (1)		2 (2)	1 (1)	1 (1)	1	3 (2)
	計	222 (3)	140 (4)	2	364 (7)	2 (1)	8		10 (1)	392 (1)	408 (1)		800 (2)	114 (2)	125 (4)		239 (6)	730 (6)	681 (10)	2	1,413 (16)

注：（ ）は電話相談の再掲

表8 虐待通告相談通告経路

児相	経路	家 族	親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	都 道 府 県	市 町 村 ・ 児 童 委 員	福 祉 事 務 所	児 童 福 祉 施 設 等	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー ・ 認 定 こ じ も 園	警 察 等	保 健 所 ・ 医 療 機 関	学 校 等	里 親	そ の 他	計	虐 待 者 本 人 (再 掲)
	年度																
中央	29	39 (1)	20	34	6	14	8	7	14	5	129	9	42	5	6	<b>338</b> <b>(1)</b>	5
	30	42 (3)	5	52	3	4	12	5	8	13 (1)	160	5	73		16 (1)	<b>398</b> <b>(5)</b>	15
弘前	29	14 (2)	1	18	3	11					139	1	7		4 (2)	<b>198</b> <b>(4)</b>	
	30	25	2	35 (3)	2	7 (1)	19		3		121		21		3 (1)	<b>238</b> <b>(5)</b>	6
八戸	29	27 (1)	14	38	9	5	1	2	7	9	91	25	53	1	6	<b>288</b> <b>(1)</b>	18
	30	71 (3)	16	30 (2)	5 (1)	18	18	15	19	21	196	10	76		5	<b>500</b> <b>(6)</b>	17
五所川原	29	2				3		2	1		36		7		6	<b>57</b>	
	30	7		3		4				2	50	3	13			<b>82</b>	1
七戸	29	13		10	4	5	5	5	3		46	9	10			<b>110</b>	3
	30	15	6	8		4	2	8	1		38	2	6	1		<b>91</b>	8
むつ	29	4	5	3	2		4				54	2	8			<b>82</b>	
	30	27	1	15	1	4		7	6		29		14			<b>104</b>	11
合計	29	<b>99</b> <b>(4)</b>	<b>40</b>	<b>103</b>	<b>24</b>	<b>38</b>	<b>18</b>	<b>16</b>	<b>25</b>	<b>14</b>	<b>495</b>	<b>46</b>	<b>127</b>	<b>6</b>	<b>22</b> <b>(2)</b>	<b>1,073</b> <b>(6)</b>	<b>26</b>
	30	<b>187</b> <b>(6)</b>	<b>30</b>	<b>143</b> <b>(5)</b>	<b>11</b> <b>(1)</b>	<b>41</b> <b>(1)</b>	<b>51</b>	<b>35</b>	<b>37</b>	<b>36</b> <b>(1)</b>	<b>594</b>	<b>20</b>	<b>203</b>	<b>1</b>	<b>24</b> <b>(2)</b>	<b>1,413</b> <b>(16)</b>	<b>58</b>

注:( )内は電話相談の再掲

表9 虐待者について

虐待者 児相 年度	実 父	実 父 以 外 の 父 親	実 母	実 母 以 外 の 母 親	祖 父	祖 母	そ の 他	不 詳	計	両 親 (再 掲)
	中央	29 142 (1)	16	170	1	2	3	4		338 (1)
	30 168 (2)	15	197 (3)		1	15	2		398 (5)	60
弘前	29 117	14	66 (4)				1		198 (4)	4
	30 128 (4)	13	97 (1)						238 (5)	30
八戸	29 115	25	143 (1)	1			4		288 (1)	46
	30 231 (4)	29	227 (2)	2		7	4		500 (6)	88
五所川原	29 29	3	16		6		3		57	6
	30 37	11	23	1	4	3		3	82	13
七戸	29 42	15	46	2	2	2	1		110	6
	30 36	9	45			1			91	12
むつ	29 38	2	42						82	
	30 33	7	61				3		104	
合計	29 483 (1)	75	483 (5)	4	10	5	13		1,073 (6)	86 (1)
	30 633 (10)	84	650 (6)	3	5	26	9	3	1,413 (16)	203

注:( )内は電話相談の再掲

表10 虐待相談処理状況

児相	処理	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 福 祉 施 設 等 入 所	里 親 委 託	市 町 村 送 致	そ の 他	計
	年度									
中央	29	301	1	1	11	13	1		10 (1)	338 (1)
	30	366 (1)	1		14	10			7 (4)	398 (5)
弘前	29	183 (2)	4	1	3	3			4 (2)	198 (4)
	30	213 (3)	1		5	10		5	4 (2)	238 (5)
八戸	29	227	2	1	22	12	5		19 (1)	288 (1)
	30	394 (2)	10	6	19	21	2		48 (4)	500 (6)
五所川原	29	51	2			1			3	57
	30	75	1	4	1				1	82
七戸	29	99	1		2	4	1		3	110
	30	81	2		1	2	1	2	2	91
むつ	29	61	11		6	3			1	82
	30	45	16	2	13	13	1	7	7	104
合計	29	922 (2)	21	3	44	36	7		40 (4)	1,073 (6)
	30	1,174 (6)	31	12	53	56	4	14	69 (10)	1,413 (16)

注:( )内は電話相談の再掲  
 その他は、福祉事務所送致等

## (イ) 里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

### a 里親委託

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

里親及び委託児童の状況は表11のとおりである(前年度登録里親数 127、委託里子数 62)。

表11 里親登録・児童委託の状況 (平成31年3月末現在)

児 相	登録里親数	委 託 里 親		委託里子数
		実 数	受託率 (%)	
中 央	34	13	38.2	20
弘 前	18	5	27.8	6
八 戸	39	13	33.3	20
五 所 川 原	6	4	66.7	6
七 戸	18	4	22.2	5
む つ	6	1	16.7	4
計	121	40	33.1	61

### b 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不適當であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において複数の児童について養育を行う事業である。

ファミリーホーム委託児童の状況は表12のとおりである。

表12 小規模住居型児童養育事業の利用状況 (平成31年3月末現在)

児 相	管内事業所数	定員	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
中 央	3	18					5	
弘 前			1				1	
八 戸	2	12	3		2		8	
五 所 川 原								
七 戸			1		1		4	
む つ			2				5	
計	5	30	7		3		23	

### (参考) 里親等委託率 (平成31年3月末現在)

$$= \frac{\text{里親委託児童数(61人)} + \text{ファミリーホーム委託児童数(23人)}}{\text{乳児院入所児童(25人)} + \text{養護施設入所児童(204人)} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童(84人)}} = 26.8\%$$

## (ウ) 法的対応の状況

### a 嘱託弁護士の法律相談実施状況

平成29年度から中央児童相談所に嘱託弁護士が配置され、虐待相談等において法的対応が必要となった場合に、県内各児童相談所からの相談等に対応している。  
法律相談への対応状況は、表13のとおりである。

表13 嘱託弁護士の法律相談実施状況

相談内容	回数
法第28条関係	13
親権関係	7
未成年後見人関係	2
被虐待児の対応関係	1
強制措置関係	1

### b 家事審判の申立状況

児童福祉法第28条（親権者の意に反する場合の家庭裁判所の承認による施設入所等の措置）及び親権停止・親権喪失、後見人の選任・解任に係る申立状況は表14のとおりである。

表14 家事審判の申立状況

		28条関係	親権関係	後見人関係
中央	請求件数	1		
	承認件数	1		
	却下・取下件数			
弘前	請求件数	4		
	承認件数	2		
	却下・取下件数	2		
八戸	請求件数	1		
	承認件数			
	却下・取下件数			
七戸	請求件数	1		
	承認件数			
	却下・取下件数			

### c 虐待防止法に基づく安全確認の実施状況

児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童の安全確認の実施状況は表15のとおりである。

表15 虐待防止法に基づく安全確認の実施状況

	出頭要求	立入調査	臨検・搜索	援助要請	親権喪失審判等	面会制限等	住所情報制限
なし							

## イ 障害相談

障害相談は、前年度の1,473件に比べ156件の増加となっている。最も多いのは、愛護手帳の判定も含む「知的障害」の1,469件で、障害相談全体の90.2%を占め、次いで「発達障害」76件、「肢体不自由」59件と続いている。

表16 障害相談受付件数

児相	肢体不自由	視聴覚障害	重症心身障害	言語発達障害等	知的障害	発達障害	計
中央	3		3	2	371	14	393
弘前	1		4		219	19	243
八戸	41		11	2	459	4	517
五所川原	4		1		142	33	180
七戸	8		1		165		174
むつ	2		1		113	6	122
計	59		21	4	1,469	76	1,629

図2 障害相談の受付件数の推移

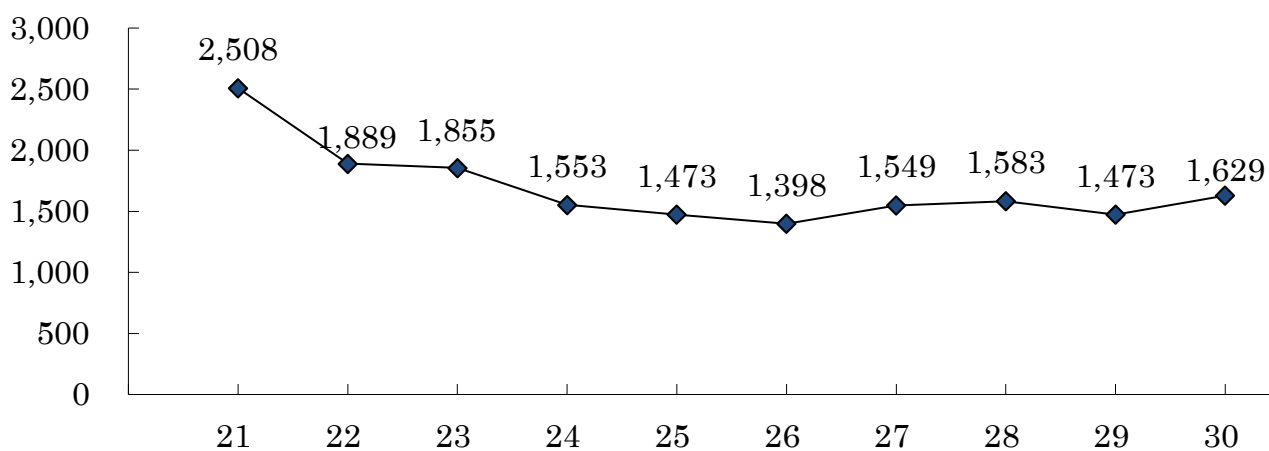


表17 障害児施設別利用状況

(平成31年4月1日現在)

施設種別 児相	福（知的障害児入所施設）	福（自閉症児入所施設）	福（障害盲児入所施設）	福（ろうあ児入所施設）	福（肢体不自由児入所施設）	医（肢体不自由児入所施設）	医（重症心身障害児入所施設）	指（重症心身障害児入所施設）	合計
	中央	6				2			
弘前	8							8	16
八戸	11					9	11	3	34
五所川原	14							4	18
七戸	16					3		4	23
むつ	11					1	3		15
合計	66				2	13	14	20	115



## ウ 非行相談

非行相談は前年度の130件に比べ10件の減少となっているが、「家出・浮浪」及び「窃盗」が多くを占める傾向は前年度と同様である。なお、これらの件数は主たる問題行動を1件として計上しているものであるが、通常は複数の問題行動が重なりあっていることが多い。

表18 非行相談受付件数

児相	ぐ犯行為等	触法行為等	計
中 央	30	13	43
弘 前	11	9	20
八 戸	24	9	33
五所川原	5	1	6
七 戸	3	9	12
む つ	2	4	6
計	75	45	120

図3 非行相談の受付件数の推移

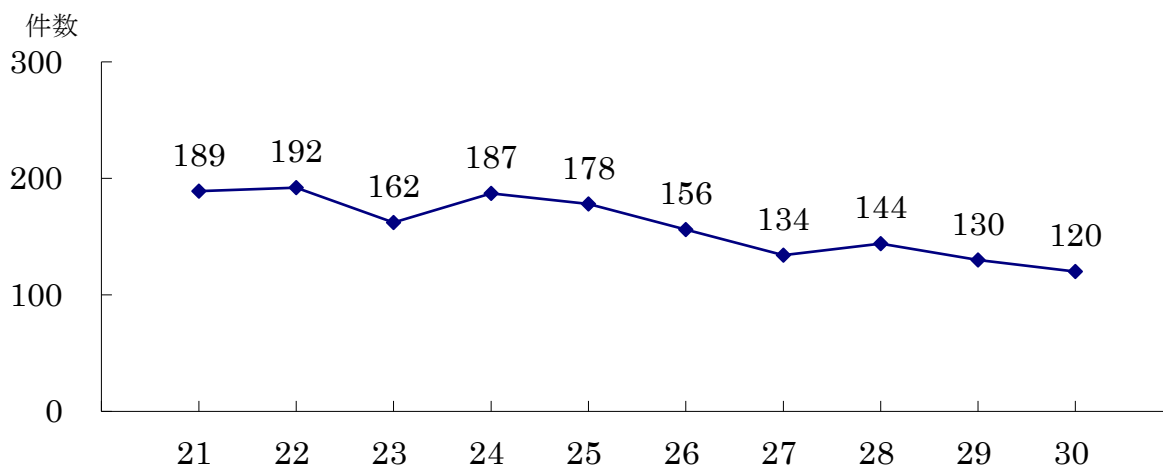


表19 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処 理	ぐ犯行為等相談								触法行為等相談				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	家 出 ・ 浮 浪	自 家 金 銭 持 出	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	そ の 他	窃 盗	傷 害 ・ 恐 か つ	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
児童福祉施設入所	2			3	1		1	1			1	1	10
助 言 指 導	8			11	11		10	3	23	1	3	4	74
継 続 指 導	5						2	1	2				10
児童福祉司指導				1	1		4	1	1	1			9
そ の 他	5			2	1		3	1		1	1	5	19
計	20			17	14		20	7	26	3	5	10	122

## エ 育成相談

育成相談の相談内容による受付状況は表20のとおりで、前年度の325件に比べ91件の増加となっている。最も多いのは「性格行動」の274件で育成相談全体の65.9%を占め、次いで「適性」の69件、「不登校」の59件と続いている。

表20 育成相談受付件数

児相	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
中 央	76	11	28	5	120
弘 前	70	15	10	3	98
八 戸	75	23	25	2	125
五 所 川 原	20	6	1	1	28
七 戸	16	3	2		21
む つ	17	1	3	3	24
計	274	59	69	14	416

図4 性格行動受付件数の推移

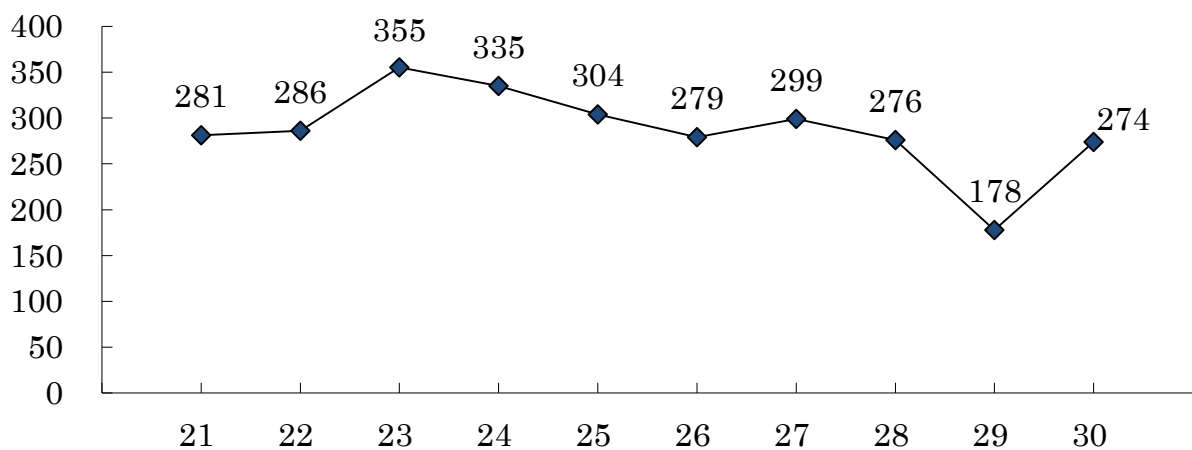
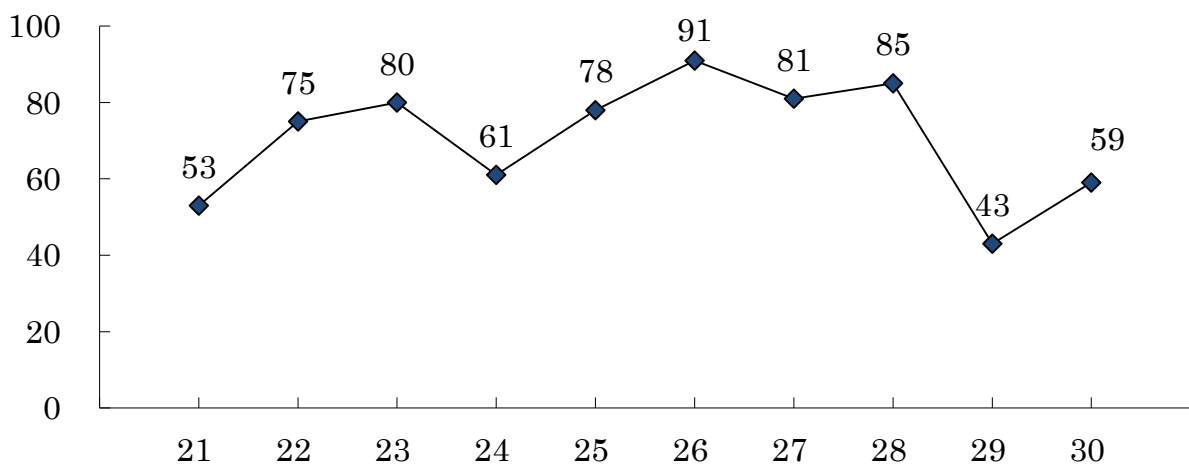


図5 不登校受付件数の推移



## 2 判定業務

相談種類別の判定実施件数は1,230件で、前年度に比べ49件の増加となっている。相談件数に対する判定実施の割合は28.4%(前年度 31.4%)で、概ね3割程度で推移している。判定実施件数を相談種類別でみると、「知的障害相談」、「養護相談」、「発達障害相談」、「性格行動相談」の順になっている。

医学的診断指導は前年度に比べ151件増加、心理診断指導は681件増加となっている。

表21 相談種類別判定実施件数

相 談 種 別	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	そ の 他	計
中央	29	39			2		162	6	6	5	5		18		1	244
	30	15			1		218	2	1	4	12		15		1	269
弘前	29	34					257	10	16	13	25		4			359
	30	29		1		5	192	7	7	11	2					254
八戸	29	26			5		212		5	2	6		17			273
	30	47			1		254	4	4	2	7	1	15			335
五所川原	29	9			1		96	20		2	4					132
	30	15					98	24	2	2	10	2	1			154
七戸	29	11					77		1		3		4			96
	30	9					103		2	1	5	1	4			125
むつ	29	9					59		1	2	1		5			77
	30	17					70	2			2		2			93
合計	29	128			8		863	36	29	24	44		48		1	1,181
	30	132		1	2	5	935	39	16	20	38	4	37		1	1,230

表22 医学的・心理検査状況

検査 対象者	医学的診断指導				心理診断指導						
	診察 指導	医学的 検査	その他	計	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他 の検査	面接・ 観察・ 指導	計	
中 央	児 童	104	154	99	357	218	59	43	3	295	618
	保 護 者	109			109					270	270
	そ の 他	42			42					36	36
弘 前	児 童	79			79	196	106	72	16	279	669
	保 護 者	78			78					238	238
	そ の 他	15			15					95	95
八 戸	児 童	139			139	302	89	73	10	383	857
	保 護 者	148			148					352	352
	そ の 他	14			14					101	101
五 所 川 原	児 童	40			40	142	42	39	31	229	483
	保 護 者	44			44					205	205
	そ の 他									31	31
七 戸	児 童	49			49	113	44	20	3	135	315
	保 護 者	55			55					121	121
	そ の 他	3			3					28	28
む つ	児 童	27			27	85	41	22	14	108	270
	保 護 者	29			29					105	105
	そ の 他	2			2					26	26
合 計	児 童	438	154	99	691	1,056	381	269	77	1,429	3,212
	保 護 者	463			463					1,291	1,291
	そ の 他	76			76					317	317
	計	977	154	99	1,230	1,056	381	269	77	3,037	4,820

図6 判定実施件数の推移

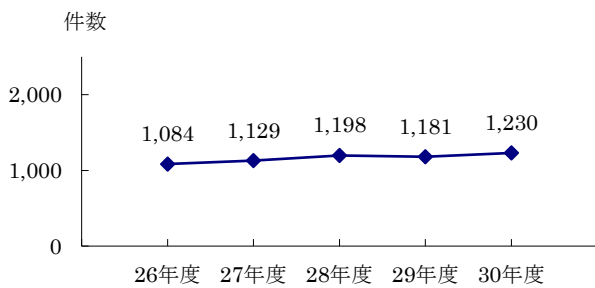


図7 医学的診断指導件数の推移

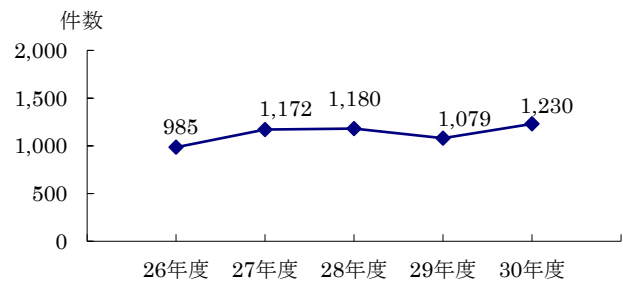


図8 心理診断指導件数の推移

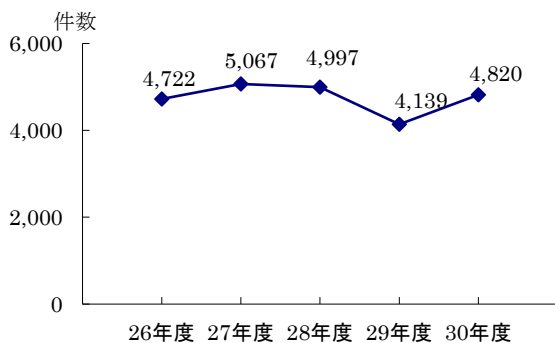


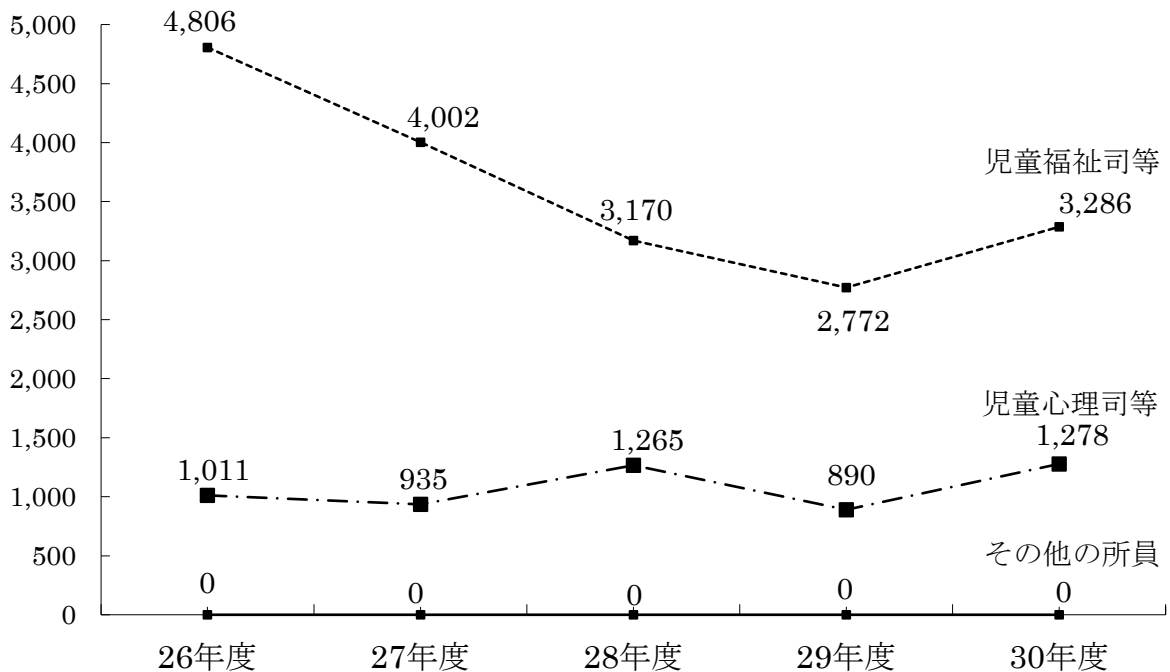
表23 判定書（証明書等）等の交付状況

児相	内容	判定書（証明書等）等の交付状況				合計
		特別児童 扶養手当 診断書	愛護手帳	障害児保 育意見書	その他 (福祉手当・障 害証明書等)	
中	央	6	206	2	83	297
弘	前	14	166		91	271
八	戸	20	110	1	143	274
五	所 川 原	34	87		66	187
七	戸	15	103		28	146
む	つ	2	65		11	78
合	計	91	737	3	422	1,253

表24 心理療法・カウンセリングの状況（六児相合計）

対象別	心理療法・カウンセリングの状況	
	児童心理司等	児童福祉司等
児 童	466	584
保 護 者	519	1,299
そ の 他	293	1,403
計	1,278	3,286

図9 心理療法・カウンセリングの推移（医師を除く）



### 3 一時保護業務

#### (1) 県内児童相談所の一時保護の状況

##### ア 実人員及び延日数

平成30年度に県内六児童相談所で一時保護(保護委託を含む)した児童の実人員の総数は281人であり、前年度に比べ85人の増となっている。個別に見ると、「中央児相の一時保護」は、弘前で6人、八戸で7人、五所川原で8人の増であるが、中央で16人、七戸で13人の減であった。「所内保護」では、弘前で6人、八戸で7人の増であった。「保護委託」では、中央で23人、弘前で11人、八戸で27人、五所川原で7人、むつで14人の増であった。

また、延日数の総数は5,736日であり、前年度と比べ1,279日増加している。

表25 一時保護の状況 (六児相)

児相別	年度	保護の内容	実人員	延日数
中央	29	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	36	956
		昼間一時保護		
		保護委託	20	423
		計	56	1,379
	30	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	18	460
		昼間一時保護		
保護委託		43	970	
	計	61	1,430	
弘前	29	中央児相の一時保護	3	102
		所内保護	6	6
		保護委託	15	189
		計	24	297
	30	中央児相の一時保護	9	292
		所内保護	12	12
保護委託		26	600	
	計	47	904	
八戸	29	中央児相の一時保護	25	839
		所内保護	2	2
		保護委託	34	752
		計	61	1,593
	30	中央児相の一時保護	32	1,005
		所内保護	9	9
保護委託		61	1,174	
	計	102	2,188	
五所川原	29	中央児相の一時保護	2	79
		所内保護		
		保護委託	2	3
		計	4	82
	30	中央児相の一時保護	10	272
		所内保護		
保護委託		9	21	
	計	19	293	
七戸	29	中央児相の一時保護	16	470
		所内保護		
		保護委託	22	373
		計	38	843
	30	中央児相の一時保護	3	117
		所内保護		
保護委託		22	349	
	計	25	466	
むつ	29	中央児相の一時保護	7	159
		所内保護		
		保護委託	6	104
		計	13	263
	30	中央児相の一時保護	7	234
		所内保護		
保護委託		20	221	
	計	27	455	
合計	29	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	89	2,605
		所内保護(中央昼間分含む)	8	8
		保護委託	99	1,844
		計	196	4,457
	30	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	79	2,380
		所内保護(中央昼間分含む)	21	21
保護委託		181	3,335	
	計	281	5,736	

## イ 相談種類別一時保護児童数

平成30年度に一時保護(保護委託含む。)した児童の相談種類別の実人員は、養護(児童虐待)が211人(75.1%)と最も多く、次いで養護(その他)が35人(12.5%)、非行が24人(8.5%)、育成が10人(3.6%)、その他が1人(0.4%)であり、養護が合計で246人(87.5%)となっている。前年度と比べ、養護(児童虐待)が76人増、養護(その他)が3人減、非行が5人増、育成が6人増、その他が1人増となっている。

延日数では、養護(児童虐待)が4,492日(78.3%)、非行が577日(10.1%)、養護(その他)が421日(7.3%)、育成が244日(4.3%)、その他が2日(0.0%)の順で、養護が合計で4,913日(85.7%)となっている。

表26 相談種類別一時保護児童数

児相別	年度	人員	養 護			障 害 (言語障害・ 知的障害等)	非 行 (ぐ犯行為・ 触法行為等)	育 成 (性格行動・ 不登校等)	保健・ その他	合 計
			児童虐待	その他	小 計					
中央	29	実人員	39	7	46		9	1		56
		延日数	859	166	1,025		312	42		1,379
	30	実人員	42	10	52		7	2		61
		延日数	1,096	97	1,193		124	113		1,430
弘前	29	実人員	14	8	22		2			24
		延日数	140	107	247		50			297
	30	実人員	31	13	44		2	1		47
		延日数	674	161	835		68	1		904
八戸	29	実人員	47	10	57		2	2		61
		延日数	989	471	1,460		38	95		1,593
	30	実人員	86	2	88		9	5		102
		延日数	1,853	61	1,914		185	89		2,188
五所川原	29	実人員	3		3		1			4
		延日数	41		41		41			82
	30	実人員	13	2	15		4			19
		延日数	207	6	213		80			293
七戸	29	実人員	26	10	36		2			38
		延日数	601	210	811		33			844
	30	実人員	16	6	22		2	1		25
		延日数	242	92	334		120	12		466
むつ	29	実人員	6	3	9		3	1		13
		延日数	158	6	164		75	24		263
	30	実人員	23	2	25			1	1	27
		延日数	420	4	424			29	2	455
合計	29	実人員	135	38	173		19	4		196
		延日数	2,788	960	3,748		549	161		4,458
	30	実人員	211	35	246		24	10	1	281
		延日数	4,492	421	4,913		577	244	2	5,736

## (2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況

### ア 実人員及び延日数等

平成30年度に中央児童相談所に一時保護した児童の実人員は、県内六児童相談所合わせて79人であり、前年度と比べ10人減少している。個別に見ると、弘前が6人、八戸が7人、五所川原が8人の増、中央が18人、七戸が13人の減となっている。

延日数では県内六児童相談所で2,380日であり、前年度と比べて225日減少している。個別に見ると、弘前が190日、八戸が166日、五所川原が193日、むつが75日の増、中央が496日、七戸が353日の減となっている。

一日平均の一時保護人員は6.5人（前年度比0.6人減）、一人平均の一時保護日数は30.1日（前年度比0.8日増）となっている。

### イ 相談種別別保護児童数

平成30年度に一時保護した児童の相談種別の実人員は、養護が55人(69.6%) [児童虐待は51人(64.6%)、その他は4人(5.1%)]、非行が17人(21.5%)、育成が7人(8.9%)の順となっている。また、延日数では、養護が1,656日(69.6%) [児童虐待は1,523日(64.0%)、その他は133日(5.6%)]、非行が498日(20.9%)、育成が226日(9.5%)の順となっている。

実人員では、前年度と比べ10人の減となっているが、個別に見ると非行が2人、育成が3人の増、養護が15人の減となっている。

延日数では、前年度と比べ225日の減となっているが、個別に見ると育成が65日の増、養護が262日、非行が28日の減となっている。

図10 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移

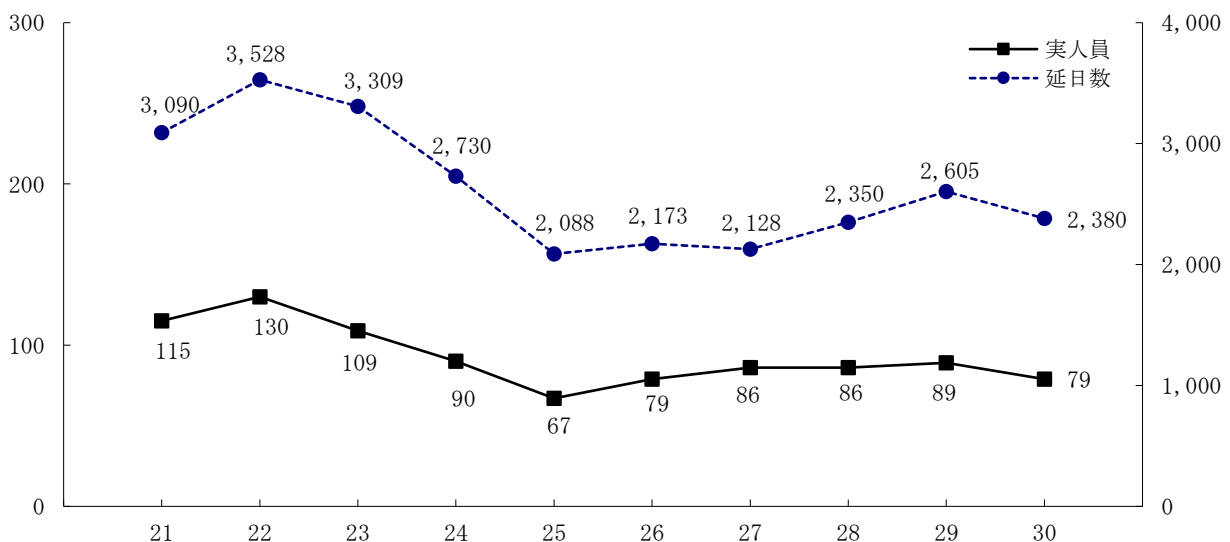




表27 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

児相別	年度	人員	養 護			障 害	非 行			育 成 性格行動	保健・ その他	合 計	1日平均 保護人員	1人平均 保護日数
			児童虐待	その他	小 計		ぐ犯	触法	小 計					
中央	29	実人員	22	5	27		8		8	1		36	2.6	26.6
		延日数	468	136	604		310		310	42		956		
	30	実人員	10		10		6		6	2		18	1.3	25.6
		延日数	229		229		118		118	113		460		
弘前	29	実人員	1	1	2		1		1			3	0.3	34.0
		延日数	27	40	67		35		35			102		
	30	実人員	5	2	7		2		2			9	0.8	32.4
		延日数	155	69	224		68		68			292		
八戸	29	実人員	20	2	22		1		1	2		25	2.3	33.6
		延日数	622	86	708		36		36	95		839		
	30	実人員	23		23		4	1	5	4		32	2.8	31.4
		延日数	741		741		139	41	180	84		1,005		
五所川原	29	実人員	1		1		1		1			2	0.2	39.5
		延日数	38		38		41		41			79		
	30	実人員	7		7		3		3			10	0.7	27.2
		延日数	193		193		79		79			272		
七戸	29	実人員	10	5	15		1		1			16	1.3	29.4
		延日数	310	131	441		29		29			470		
	30	実人員		2	2		1		1			3	0.3	39.0
		延日数		64	64		53		53			117		
むつ	29	実人員	3		3			3	3	1		7	0.4	22.7
		延日数	60		60			75	75	24		159		
	30	実人員	6		6					1		7	0.6	33.4
		延日数	205		205					29		234		
合計	29	実人員	57	13	70		12	3	15	4		89	7.1	29.3
		延日数	1,525	393	1,918		451	75	526	161		2,605		
	30	実人員	51	4	55		16	1	17	7		79	6.5	30.1
		延日数	1,523	133	1,656		457	41	498	226		2,380		

## ウ 日数別一時保護児童数

平成30年度の日数別一時保護児童数は、29日～60日が48人(60.8%、前年度比2人減)と最も多く、次いで22日～28日が11人(13.9%、前年度比2人減)となっている。

2週間を超えるものは65人(82.3%)と前年度と比べ7人の減となっている。また、2ヶ月を超えて一時保護された児童数は0人であった。

表28 日数別一時保護児童数

児相別	年度	1日～7日	8日～14日	15日～21日	22日～28日	29日～60日	61日以上	合計
中央	29	8	2	1	6	19		36
	30	4	2	3	2	7		18
弘前	29				1	2		3
	30		1		1	7		9
八戸	29	1	2	2	4	16		25
	30	2	3	2	6	19		32
五所川原	29					2		2
	30		2		1	7		10
七戸	29	1	2	4		9		16
	30				1	2		3
むつ	29	1		2	2	2		7
	30			1		6		7
合計	29	11	6	9	13	50		89
	30	6	8	6	11	48		79

## エ 一時保護児童の退所先

平成30年度の一時保護児童の退所先のうち、家庭引取が41人(51.9%、前年度比2人増)と最も多かった。次いで、児童養護施設が17人(21.5%、前年度比2人増)、その他が10人(12.7%、前年度比12人減)、児童自立支援施設が8人(10.1%、前年度比2人増)、児童心理治療施設が2人(2.5%、前年度比1人増)、福祉型障害児入所施設(知的障害児)が1人(1.3%、前年度比4人減)の順となっている。

表29 一時保護児童の退所先の状況

児相別	年度	家庭引取	児童養護施設	児童自立支援施設	福祉型障害児入所施設(知的障害児)	児童心理治療施設	家裁送致	その他	合計
中央	29	17	5	2			1	11	36
	30	9	3	1		1		4	18
弘前	29	2	1						3
	30	6	1	2					9
八戸	29	15	3		5			2	25
	30	15	9	3	1	1		3	32
五所川原	29		1	1					2
	30	8	1	1					10
七戸	29	2	4	1				9	16
	30	1						2	3
むつ	29	3	1	2		1			7
	30	2	3	1				1	7
合計	29	39	15	6	5	1	1	22	89
	30	41	17	8	1	2		10	79

(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況

ア 相談種類別委託一時保護の状況

平成30年度に県内六児童相談所で委託一時保護した児童の実人員の総数は181人で、前年度と比べて82人増加となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が140人(77.3%、前年度比67人増)、養護(その他)が31人(17.1%、前年度比9人増)、非行が6人(3.3%、前年度比2人減)、育成が3人(1.7%、前年度比3人増)、その他が1人(0.6%、前年度比1人増)の順となっている。

延日数の総数は3,335日で、前年度と比べて1,491日増加となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が2,949日(88.4%、前年度比1,662日増)、養護(その他)が288日(8.6%、前年度比246日減)、非行が78日(2.3%、前年度比55日増)、育成が18日(0.5%、前年度比18日増)、その他が2日(0.1%、前年度比2日増)の順となっている。

1人平均保護日数(延日数÷実人員)は18.4日で、前年度と比べて0.2日減少となっている。

表30 相談種類別委託一時保護児童数

児相別	年度	人員	児童虐待	養護その他	障害	非行	育成	その他	合計
中央	29	実人員	17	2		1			20
		延日数	391	30		2			423
	30	実人員	32	10		1			43
		延日数	867	97		6			970
弘前	29	実人員	10	4		1			15
		延日数	110	64		15			189
	30	実人員	14	11			1		26
		延日数	507	92			1		600
八戸	29	実人員	25	8		1			34
		延日数	395	355		2			752
	30	実人員	55	2		3	1		61
		延日数	1104	61		4	5		1,174
五所川原	29	実人員	2						2
		延日数	3						3
	30	実人員	6	2		1			9
		延日数	14	6		1			21
七戸	29	実人員	16	5		1			22
		延日数	290	79		4			373
	30	実人員	16	4		1	1		22
		延日数	242	28		67	12		349
むつ	29	実人員	3	3					6
		延日数	98	6					104
	30	実人員	17	2				1	20
		延日数	215	4				2	221
合計	29	実人員	73	22		4			99
		延日数	1,287	534		23			1,844
	30	実人員	140	31		6	3	1	181
		延日数	2,949	288		78	18	2	3,335

## イ 委託先別委託一時保護の状況

平成30年度の委託先は、実人員182人のうち、児童福祉施設143人（78.6%、前年度比62人増）、里親27人（14.8%、前年度比19人増）、警察10人（5.5%、前年度比3人増）、医療機関2人（1.1%、前年度比2人減）の順となっている。

延日数の総数は3,335日で、児童福祉施設2,889日（86.6%、前年度比1,275日増）、里親298日（8.9%、前年度比128日増）、医療機関133日（4.0%、前年度比83日増）警察15日（0.4%、前年度比5日増）の順となっている。

また、一人平均保護日数（延日数÷実人員）は、18.3日で、前年度と比べて0.1日減となっている。

表31 委託先別委託一時保護の状況

児相別	年度	人員	児童福祉施設	医療機関	里親	警察	その他	合計
中央	29	実人員	17	2		1		20
		延日数	375	46		2		423
	30	実人員	29	1	11	2		43
		延日数	755	69	143	3		970
弘前	29	実人員	12	1		2		15
		延日数	185	2		2		189
	30	実人員	24		1	1		26
		延日数	597		2	1		600
八戸	29	実人員	29		3	2		34
		延日数	634		115	3		752
	30	実人員	56		1	4		61
		延日数	1124		44	6		1,174
五所川原	29	実人員	1			1		2
		延日数	2			1		3
	30	実人員	8			1		9
		延日数	20			1		21
七戸	29	実人員	19	1	2	1		23
		延日数	320	2	49	2		373
	30	実人員	16	1	6			23
		延日数	200	64	85			349
むつ	29	実人員	3		3			6
		延日数	98		6			104
	30	実人員	10		8	2		20
		延日数	193		24	4		221
合計	29	実人員	81	4	8	7		100
		延日数	1,614	50	170	10		1,844
	30	実人員	143	2	27	10		182
		延日数	2,889	133	298	15		3,335

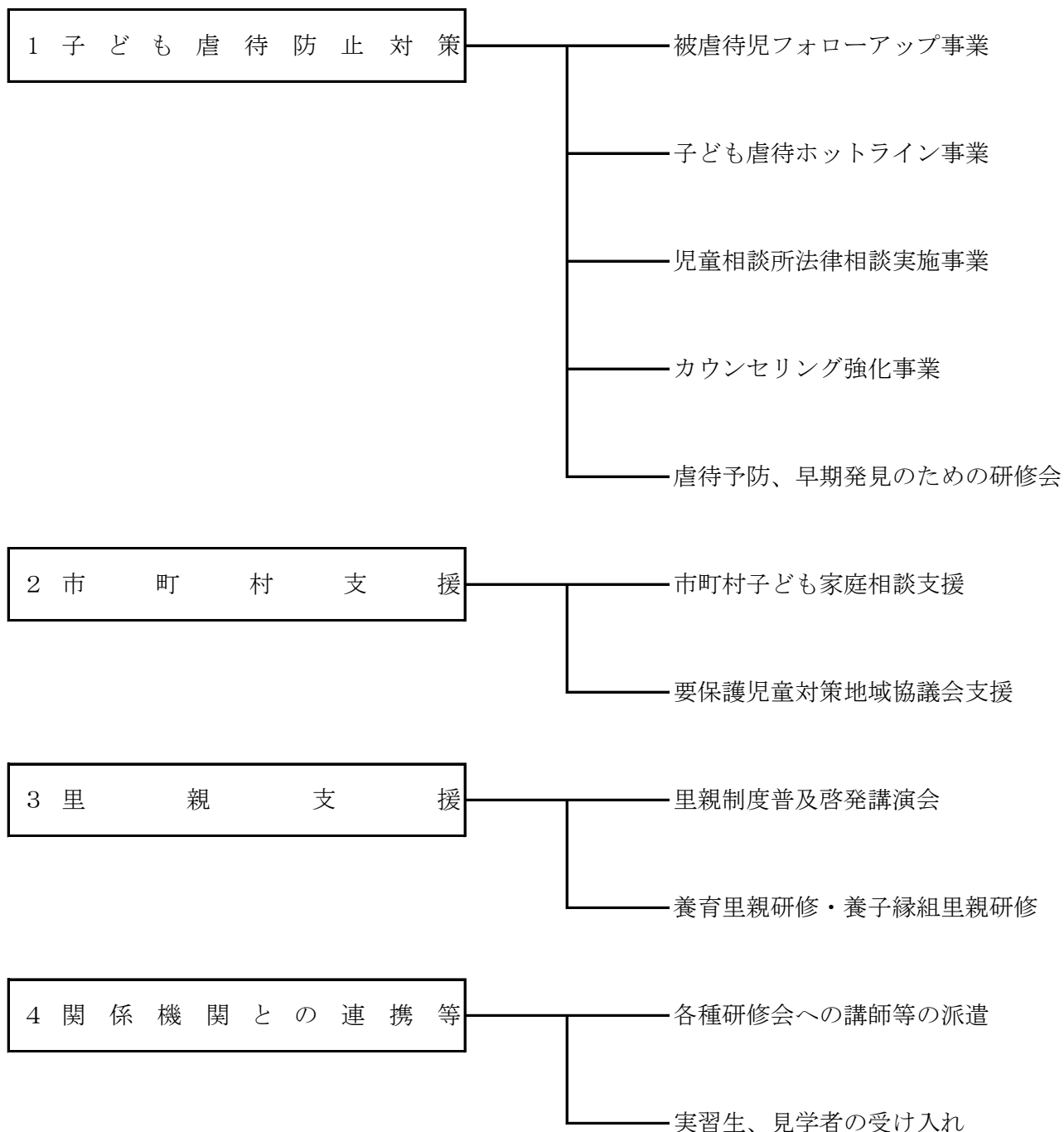
## 第3 児童相談所の事業等



## 児童相談所の事業等

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。

事業の概要等を総括すると、下図のようになる。



# 1 子ども虐待防止対策

## (1) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施している。

平成12年度に中央児童相談所で開始され、現在は県内各児童相談所において、地域のニーズに合わせて施設職員に対する研修やケースカンファレンス、児童・保護者を対象とした個別又はグループによるカウンセリングや各種治療プログラムの実施等の取り組みを行っている。

平成30年度の実績は下記のとおりである。

表32 児童福祉施設職員指導

児相 \ 区分	実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
中央児童相談所	5	87	17	152
弘前児童相談所	1	5	4	20
八戸児童相談所	3	75	22	124
五所川原児童相談所	1	8	12	86
七戸児童相談所	5	18	17	88
むつ児童相談所	1	35	3	35

表33 被虐待児集団指導

児相 \ 区分	児童数	指導回数	延指導人数	スーパービジョン参加職員延人数
七戸児童相談所	7	13	90	26

表34 被虐待児親子指導

児相 \ 区分	世帯数	指導回数	児童指導延人数	親指導延人数
中央児童相談所	2	6	6	6
弘前児童相談所	1	4	8	8
八戸児童相談所	11	41	41	46
五所川原児童相談所	4	37	39	39
七戸児童相談所	11	20	24	25
むつ児童相談所	8	48	48	71



表35 被虐待児個別指導

区分 児相	児童数	指導回数	スーパービジョン 参加職員延人数
中央児童相談所	5	12	4
弘前児童相談所	8	53	45
八戸児童相談所	33	117	15
五所川原児童相談所	1	10	10
七戸児童相談所	36	137	142
むつ児童相談所	14	90	72

表36 被虐待児の保護者指導

区分 児相	保護者数	指導回数	指導延人数
中央児童相談所	32	108	159
弘前児童相談所	10	38	57
八戸児童相談所	63	228	263
五所川原児童相談所	8	44	53
七戸児童相談所	46	119	136
むつ児童相談所	41	196	266

## (2) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を24時間、365日受け付けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。中央児童相談所には電話相談員3名が配置され、休日・夜間等は中央児童相談所が受け付ける体制としている。

表37 通告者別(相談者別)受付状況

通告者	家族	警察等	学校等	児童本人	福祉事務所	市町村	近隣・知人	保健所	医療機関	児童委員	児童福祉施設等	親戚	その他	合計
件数	38		11	4			57		1	3	22	10	10	156

表38 虐待の内容と年齢別内訳

虐待の内容	0歳児		幼児		小学生		中学生		高校生		その他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待	1		15	6	6	8	5	3		4	1		28	21
性的虐待														
心理的虐待	3	3	14	21	10	16	6	4	1	1	2	1	36	46
保護の怠慢・拒否		1	4	3	5	4	4		1	3			14	11
不明														
合計	4	4	33	30	21	28	15	7	2	8	3	1	78	78

### (3) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は援助に当たり法的手続き上専門的な対応を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

表39 児童相談所法律相談実施事業

年度	児 相	相談回数	内 容
28	中 央	1	施設入所児の対応について
	弘 前	2	児童福祉法第28条について
		1	児童福祉法第28条について(申立後の進行等)
		1	措置変更及び児童の精神科への入院に親が同意しない場合の対応方法について
		1	親権者と連絡がつかない里親委託児童が事故に遭った場合の保険金受取について
	八 戸	1	児童福祉法第28条による申し立ての適否について
		2	父からの性的虐待に対する告訴等の対応について
		1	法第28条第2項もしくは同法第33条の7に基づく申立てを検討しているケースの取り扱いについて
		1	法第28条に基づく申立てを検討しているケースの取り扱いについて
	五所川原	2	親権者の要求への対応等について
	七 戸	1	離婚未成立段階での、母の家庭引取りについて
む つ	1	即時抗告申立書(抗告状)に対する意見書作成について	
29	弘前	1	法第28条確定後の親族からの養子縁組申立てへの対応について
		1	家族再統合を進めている途中段階での28条申し立てについて
	八戸	1	児童福祉法第28条に基づく申立中のケースの取扱いについて
30	八戸	1	親権停止について
		1	父死亡後の親族とのトラブル回避について
		1	児童福祉法第28条の申し立ての適否について

#### (4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から事業を開始し、平成30年度の実績は下記のとおりである。

表40 カウンセリング強化事業実施状況

区分 児相	実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
中央児童相談所	56	56
弘前児童相談所	1	1
八戸児童相談所	13	20

#### (5) 虐待予防、早期発見のための研修会

##### ①子ども虐待要保護児童対策研修会

地域ぐるみで被虐待児童をはじめとする要保護児童の発生を防止する機運の醸成を図ることを目的に、関係機関や一般県民を対象とした研修会を毎年県内2か所で開催している。平成30年度は八戸児童相談所と五所川原児童相談所が下記のとおり開催している。

表41 子ども虐待要保護児童対策研修会実施状況

児相	実施年月日	研修名	会場	参加者数
八戸	H31.2.7	「子どもたちが安全・安心に暮らせるために」	デーリー東北メディアホール	200
五所川原	H30.11.28	DVについての理解と子どもへの影響	つがる市生涯学習交流センター	104

##### ②その他の研修会

むつ児童相談所では、東日本大震災を機に「東日本・家族応援プロジェクトinむつ」(支援者支援セミナーなど)を開催している。

表42 その他の研修会実施状況

実施年月日	研修名	会場	参加者数
H30.8.10～ H30.9.2	団 士郎家族漫画展	むつ市立図書館展示ホール	期間中 自由鑑賞
H30.8.31	支援者支援セミナー	むつ市役所	92
H30.8.31	お父さん応援セミナー	むつ市中央公民館	31
H30.9.1	団 士郎漫画トーク	むつ市立図書館	40

## 2 市町村支援

### (1) 市町村子ども家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村職員を対象とした研修の実施や市町村に出向いての巡回支援、相談ケースの対応等に関する技術的助言を行う等、市町村子ども家庭相談に対する支援を行っている。

表43 市町村子ども家庭相談担当者研修会

児 相	管内市町村数	開 催 日 数	開催延時間数	延参加者数
弘前児童相談所	8	1	5	14
八戸児童相談所	8	1	4	14
むつ児童相談所	5	1	3	13

表44 市町村巡回支援実施状況

児 相	管内市町村数	延実施市町村数	概 要
八戸児童相談所	8	8	相談受付台帳整備、児童記録票作成、統計処理等に関する助言。要対協、進行管理台帳整備、実務者会議運営方法等に関する助言。
むつ児童相談所	5	5	

表45 市町村に対する技術的助言の状況

	件数
中 央	4
弘 前	13
八 戸	14
五所川原	14
七 戸	100
む つ	33

### (2) 要保護児童対策地域協議会支援

要保護児童等に関し関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として、「要保護児童対策協議会」が児童福祉法により位置づけられている。

協議会の各会議に出席するとともに、会議の運営や協議会における対象ケースの進行・管理等について助言等を行っている。

表46 要保護児童対策地域協議会実施状況

児 相	管内市町村数	設 置 済 市 町 村 数	会 議 出 席 回 数		
			代表者会議	実務者会議	個別ケース 検 討 会 議
中央児童相談所	5	5	4	15	15
弘前児童相談所	8	8	7	12	63
八戸児童相談所	8	8	8	32	23
五所川原児童相談所	6	6	2	7	11
七戸児童相談所	8	8	8	42	6
むつ児童相談所	5	5	5	3	35

### 3 里親支援

#### (1) 里親制度普及啓発講演会

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。(H26年度～県内1児相、1施設持ち回り)

表47 里親制度普及啓発講演会実施状況

機 関 名	内 容	参 加 者 数
むつ児童相談所	里親講演会～知って欲しい里親制度～あなたの街の里親・里子 里親支援者研修会	51名 9名
藤 聖 母 園	ねぶた期間中にアスパムにテントブースを設け広報活動を実施	173名 (アンケート回答数)

#### (2) 養育里親研修・養子縁組里親研修

家庭での養育を必要とする児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親・養子縁組の新規登録時に「基礎研修」「登録前研修」、養育里親登録の更新時に「更新研修」を実施している。

表48 養育里親研修・養子縁組里親研修実施状況

研 修 名	会 場	参 加 者 数
<前期> 基礎研修 登録前研修	中央児童相談所・藤聖母園	8名
	中央児童相談所・藤聖母園	8名
<後期> 基礎研修 登録前研修	八戸児童相談所・あけぼの学園	16名
	八戸児童相談所 あけぼの学園、ひまわり乳児院	14名 15名
<前期> 更新研修	中央児童相談所・弘前愛成園	24名・3名
<後期> 更新研修	八戸児童相談所・あけぼの学園	27名

## 4 関係機関との連携状況

### (1) 各種研修会への講師等の派遣

関係機関との連携強化のため、関係機関が主催する会議や研修会において積極的に講師等を派遣している。

平成30年度の派遣状況は下記のとおりである。

#### 中央児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
単位民生委員児童委員協議会会長研修会	青森市	行政説明
人身安全関連事案対策専科	青森市	児童虐待の現状と関係機関との連携の在り方
幼稚園等中堅教諭等資質向上研修講座	青森市	幼児虐待の現状と関係機関との連携の在り方
教育・保育施設職員研修会	青森市	児童虐待の理解と対応について
初任者研修（特別支援学校）生徒指導基礎講座	青森市	安全・安心な生活を支える児童相談所の機能
青森少年鑑別所拡大研修会（第1回～3回）	青森市	動機づけ面接法
青森市青少年育成市民大会	青森市	子どもたちを虐待から守るために～地域でできること～
要保護児童対策調整機関調整担当者研修	青森市	児童相談所の役割と連携
職員内部研修（すみれ寮）	青森市	面前DV、虐待を受けた子ども達への関わり
行政栄養士スキルアップ研修会	青森市	はじめての「動機づけ面接」と保健指導への活用を目指して
県養協心理療法担当職員研修会	青森市	施設における心理的関わりについて
弘前大学教養教育（キャリア形成科目）研修	青森市	児童相談所における児童心理司の役割
配偶者暴力相談センター実務者等連絡協議会	青森市	面前DVによる心理的虐待について

#### 弘前児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
板柳町青少年問題協議会第1回会議	板柳町	弘前児童相談所の相談状況等について
社会福祉法人弘前草右会 施設見学及び職員研修	弘前市	児童相談所の機能と役割
平成30年度第1回弘前保健所初任期保健師研修	弘前市	児童相談所の機能と役割
虐待予防のための多職種連携の現状	青森市	虐待予防のための多職種連携の現状
「子どもの貧困」への支援を考える連続講座	弘前市	弘前児童相談所にきく貧困に関わる対応事例

### 八戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
八戸市小中学校教頭・生徒指導主任研究協議会	八戸市	児相と学校の協力体制について 他
三八地域県民局地域健康福祉部新採用(新任)職員等研修	八戸市	児童相談所の機能と役割について
第1回八戸市中学校生徒指導研究会研修会	八戸市	児童相談所の機能と役割について
根城中学校区小中ジョイントスクール推進事業第2回研修会	八戸市	児童相談所の機能と役割について 他
三戸郡民生委員児童委員及び主任児童委員研修会	南部町	児童相談から見えてくる、家族のカタチ
南部町立名久井小学校教育講演会	南部町	思春期の子どもの自立と家族の関わり
八戸市民生委員児童委員研修会	八戸市	児童相談所の基本的機能と児童相談から見える家族のカタチ
三戸郡学校事務研究会	南部町	児童相談所の基本的機能と学校との連携
虐待防止に関する研修会(国立病院機構八戸病院)	八戸市	児童相談所の基本的機能と虐待対応
南部町民生委員児童委員協議会研修会	南部町	児童相談における民生委員・児童委員、主任児童委員の役割

### 五所川原児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
平成30年度五所川原保健所初任期保健師研修	五所川原市	児童相談所の業務について
五所川原市民生委員児童委員協議会 児童委員部会研修	五所川原市	児童虐待について

### 七戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
東北町民生委員・児童委員協議会児童福祉部会研修	七戸町	児童福祉について
児童虐待対応研修	三沢市	児童虐待における関係機関の役割と連携

### むつ児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
青森県少年補導センター連絡協議会研修	むつ市	むつ下北子どもの福祉～地域の子どもの地域で育むために～
青森県保育連合会むつ支部	むつ市	虐待とその対応

## (2) 実習生、見学者の受け入れ

関係機関の職員や福祉を学ぶ学生を積極的に受け入れ、見学者への案内や実習指導、研究事業への協力等を行っている。

平成30年度の受け入れ状況は下記のとおりである。

### 中央児童相談所

実 習 等 名 称 等	参加人員	内 容
児童相談所見学会（児童福祉週間関連）	2日間56人	児童相談所の概要説明、施設見学（一時保護所も含む）
蓬田村民生委員児童委員協議会施設見学	12人	児童相談所の概要説明、施設見学
五所川原地区保護司会自主研修会施設見学	25人	児童相談所の概要説明、施設見学
社会福祉基礎実習Ⅱ（青森県立保健大学）	5日間3人	講義（児童相談所の業務）、所内見学（一時保護所も含む）、施設見学等
司法修習	4人	児童相談所の概要説明、施設見学（一時保護所も含む）
青森県警察本部捜査第一課施設見学	12人	児童相談所の概要説明、施設見学（一時保護所も含む）
芙蓉会病院施設見学	2人	児童相談所の概要説明、施設見学（一時保護所も含む）

### 八戸児童相談所

実 習 等 名 称 等	参加人員	内 容
地域保健展開実習（弘前大学医学部保健学科）	4	児童相談所の機能と役割について
地域保健展開実習（県立保健大学看護学科）	7	児童相談所の機能と役割について
地域保健展開実習（青森中央学院大学看護学部）	4	児童相談所の機能と役割について
社会福祉主事資格認定講習会福祉事務所実習	1	児童相談所の概要 他





---

## 児 童 相 談 (平成 30 年度実績)

編 集 東青地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室  
(青森県中央児童相談所)

〒038-0003 青森市大字石江字江渡 5-1

TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175

発 行 令和元年 10 月

---